

第 5 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成21年10月23日

(平成20年度決算)

(教育委員会・土木部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会決算特別委員会会議記録

平成21年10月23日(金曜日)

午前10時2分開議
午前11時51分休憩
午後0時49分開議
午後2時25分閉会

本日の会議に付した事件

議案第37号 平成20年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第43号 平成20年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第44号 平成20年度港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第45号 平成20年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第46号 平成20年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 平成20年度熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第51号 平成20年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

報告事項
会計検査状況（国庫補助事業事務費）について

出席委員(11人)

委員長 小 杉 直
副委員長 小早川 宗 弘
委員 山 本 秀 久
委員 竹 口 博 己
委員 平 野 みどり

委員 吉 永 和 世
委員 田 代 国 広
委員 吉 田 忠 道
委員 船 田 公 子
委員 瀧 上 陽 一
委員 浦 田 祐三子

欠席委員(1人)

委員 松 村 昭

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

人事課長 豊 田 祐 一

土木部

部 長 松 永 卓

総括審議員兼

次 長 江 副 健 二

次 長 天 野 雄 介

次 長 岩 下 修 一

土木技術管理室長 戸 塚 誠 司

監理課長 鷹 尾 雄 二

監理課政策調整審議員 原 悟

用地対策課長 佐 藤 國 一

土木技術管理室副室長 竹 下 喜 造

首席土木審議員兼

道路整備課長 西 山 隆 司

道路保全課長 古 賀 充 信

河川課長 野 田 善 治

港湾課長 潟 山 修 市

都市計画課長 船 原 幸 信

土木審議員兼

景観公園室長 亀 田 俊 二

土木審議員兼

新幹線都市整備室長 松 永 信 弘

下水環境課長 西 田 浩

建築課長 生 田 博 隆

建設審議員兼
 建築物安全推進室長 坂 口 秀 二
 営繕専門監兼
 営繕室長 平 野 和 実
 住宅課長 小 林 至
 砂防課長 猿 渡 慶 一

教育委員会
 教育長 山 本 隆 生
 教育次長 岡 村 範 明
 教育次長 阿 南 誠一郎
 教育政策課長 松 永 正 男
 福利厚生課長 藤 本 和 夫
 高校教育課長 森 塚 利 徳
 首席教育審議員兼
 義務教育課長 木 村 勝 美
 首席教育審議員兼
 学校人事課長 由 解 幸四郎
 社会教育課長 小 野 賢 志
 人権同和教育課長 恵 濃 裕 司
 文化課長 米 岡 正 治
 体育保健課長 坂 梨 登美代
 首席教育審議員兼
 施設課長 児 玉 邦 秋
 高校整備政策監兼
 高校整備推進室長 後 藤 泰 之

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 宮 田 政 道
 会計課長 田 上 勲

監査委員事務局職員出席者

事務局長 林 田 直 志
 監査監 山 中 和 彦

事務局職員出席者

議事課課長補佐 坂 本 道 信
 議事課課長補佐 中 村 時 英
 議事課主幹 津 川 尚 美

午前10時2分開議

○小杉直委員長 ただいまから、第5回決算特別委員会を開会します。

本日は、初めに教育委員会の審査を行い、その後、予定として午後1時から土木部の審査を行うこととしております。

なお、前回の委員会で申し上げましたとおり、国庫補助時の事務費に係る会計検査院の会計検査に関しましては、お手元に配付の次第のとおり、午後の土木部の審査を行った後に国土交通省所管の分につきまして報告してもらうこととしております。よろしくお願いたします。

それでは、これより教育委員会の審査を行います。まず、教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順番に説明をお願いします。

初めに、山本教育長。

○山本教育長 それでは、平成20年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会におきまして御指摘がございました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、教育委員会関係につきまして、その後の措置状況を御報告させていただきます。

まず、委員長報告第4の1にございます「今回の物品調達等に関する不適正な経理処理が行われたことについての原因分析を行い、予算執行手続き、チェック体制の整備、物品調達システムの見直し等を行うこと。」について御説明いたします。

教育委員会では、知事部局と同じ規則、同じ会計システムによる処理を行っておりますことから、知事部局と歩調を合わせて対策を講じているところでございます。

ことしの4月には、全教職員に対し2度とこのようなことを起こさないよう、所属長を通じて訓示を行いました。

また、法令遵守意識の向上を図るために、知事部局や出納局が実施いたします会計事務研修会で職員の研修を行い、また教育センタ

一で実施する初任者研修、10年目経験者研修、管理職研修におきましても、その法令遵守意識の向上についての研修を行っているところでございます。

さらに、研修以外では、懲戒処分の指針に不適正経理に関する項目を追加し、再発の防止に努めているところでございます。

次に、委員長報告第4の2「収入未済の解消については、関係部局においてそれぞれの努力の跡が見られるが、財源の確保及び負担の公平性の観点に立ち、費用対効果も十分踏まえながら、さらに適切かつ効率的な徴収対策を講じること。」、及び第4の13にございます「毎年ふえている育英資金等の未収金については、借受者間における公平性確保の観点から、滞納者の所得等の把握に努め、適切な徴収対策を講じること。」について御説明いたします。

御指摘のありました教育委員会の未収金としましては、育英資金貸付金償還金等の未収金、それからスクールカウンセラー報酬等返還金の未収金及び地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の未収金がございます。

育英資金貸付金償還金等の未収金につきましては、適切かつ効率的な徴収対策といたしまして、文書、電話及び訪問による督促を実施しているところでございますが、本年3月に熊本県育英資金未収金回収マニュアルを作成し、より組織的かつ効率的な督促業務を推進しておりますところでございます。

また、本年度、緊急雇用創出事業を活用いたしまして、8月から督促業務に係る非常勤職員4名を増員し、電話や訪問による督促頻度の増加等を図りまして、より一層の未収金回収に努めておるところでございます。なお、滞納者の所得等の把握につきましては、貸付申請時に提出いただいた所得関係書類を参考にしますとともに、訪問督促時の本人、連帯保証人等からの聞き取り、住居や生活状況等の観察等により行ってきておりますが、

督促に係る非常勤職員の増員により、さらにその内容を充実させ、適切な徴収対策につなげていきたいと考えております。

スクールカウンセラー報酬等返還金に伴う未収金につきましては、平成12及び13年度に任用いたしましたスクールカウンセラー1名について、任用に必要な資格要件を満たしていなかったことが平成16年度に判明いたしましたために、本人に対して任用当初にさかのぼって任用を取り消し、支払った報酬等の全額の返還を求めているものでございます。報酬等の返還がなされないために法的措置も視野に入れ、督促を継続して行ってきましたが、本人が刑事事件で逮捕され懲役2年の実刑判決を受け、平成20年3月まで服役しておりました。出所後、督促を再開した結果、未収金の一部が納入されましたが、その後、本人が体調を崩し、就業できないため、回復状況等を見ながら督促を行ってまいります。

地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の未収金につきましては、関係市町村教育委員会等との連携を強化し、未納者への催告とあわせて償還計画の提出を働きかけ計画的な返還を促しますとともに、未納者に対する電話による催告や家庭訪問による納付相談を行うなど生活状況の把握に努め、未納者の返還意識の向上を図りながら、未収金の解消に取り組んでおります。

次に、委員長報告第4の14にございます「不登校問題につきましては、近年減少してきた不登校者が平成19年度においては増加に転じている。しっかりと状況を把握し、学校としての適切な対応を行うとともに、スクールソーシャルワーカー制度の一層の活用を図ること。」について御説明いたします。

状況把握につきましては、各教育事務所等から、管内の不登校及び不登校傾向の児童生徒数等を月ごとに報告してもらい、前年同月との比較を行っております。また、未然防止への対応といたしましては、個別の指導記録

の作成及び活用等を県下の具体的な共通実践事項と定め、すべての小・中学校で取り組むよう指導しております。

スクールソーシャルワーカーの配置につきましても、全教育事務所等に配置し、子供を取り巻く環境等を改善する取り組みを行うとともに、その活動記録や不登校への対応件数等につきましても毎月報告をいただき、把握に努めております。

さらに、不登校の積極的予防や解消に向けた、不登校対策資料を作成し、県下すべての小・中学校へ配付し、研修会や校内研修等で活用を図っているところでございます。また、平成21年6月には、不登校等の児童生徒の自主学習にも役立つ学習プログラムを全小・中学校に配布し、各学校における取り組みを支援しているところでもございます。

こうしたことから、各学校におきましても、未然防止の取り組みにさらに力を入れなければならないという意識が定着しつつあり、平成20年度の公立小・中学校における不登校児童生徒数、出現率ともに減少いたしているところでございます。

次に、平成20年度熊本県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算のうち、教育委員会関係の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、一般会計、特別会計を合わせまして予算現額355億4,616万3,000円に対しまして、調定額354億8,559万5,000円、収入済み額353億3,289万9,000円、収入未済額1億5,270万5,000円、収入率99.6%となっております。

次に、歳出は予算現額1,599億1,787万9,000円に対しまして支出済み額1,566億366万7,000円、翌年度繰越額15億1,671万3,000円、不用額17億9,749万9,000円、執行率97.9%となっております。

繰越事業は、主な内容といたしまして、高等学校施設整備事業、高等学校産業施設整備費等となっております。年度内に整備をする

ことが困難であったため、繰り越したものでございます。

以上が、教育委員会関係の平成20年度の決算概要でございます。

なお、詳細につきましては各課長からこの後御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小杉直委員長 委員の皆さんに報告を申し上げます。

申し遅れましたが、岩瀬弘一教育次長が別の公務のために、きょうは欠席でありますので御報告しておきます。

引き続き各課長の説明をお願いしますが、各課長は自己紹介の後、着座して説明をしていただくということで結構でございますので、そういうことでお願いしておきます。松永教育政策課長。

○松永教育政策課長 教育政策課の松永でございます。よろしく申し上げます。着座して説明させていただきます。

まず、定期監査における公表事項は、教育政策課はございません。

次に、説明資料の2ページをお願いいたします。

歳入についての説明でございます。国庫支出金は、主に情報化による学校業務の効率化などを図る先導的教育情報化推進事業に係る国庫委託金でございます。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、説明資料3ページの歳出について説明いたします。

まず教育委員会費ですが、これは教育委員の報酬、教育委員会運営費でございます。

次の事務局費ですが、事務局職員の人件費、教育政策課と教育事務所の運営費、教育基本計画推進事業、熊本県教育情報化推進事業などに係る経費でございます。

なお、不用額の主な内容は、教育庁事務局行政職員に係る人件費のうち、時間外勤務の縮減や入札残による執行残でございます。

次の教職員人事費は、児童手当でございます。不用額は、当初の見込みより子供の出生率が低かったために生じた執行残でございます。

次の恩給及び退職年金費は、共済制度補足前の退職者やその遺族に対する恩給扶助料です。不用額は、受給者の年度途中による死亡による執行残でございます。

次に、附属資料の1ページをお願いいたします。この繰り越し事業について、御説明いたします。

附属資料1ページの繰越事業についてでございますが、熊本県教育情報化推進事業でございます。1,001万7,000円を繰り越しております。これは、県立学校教職員の公務で使用するグループウェアに関するものでございます。グループウェアと県で使用しております庶務事務システムを、平成20年度中に連携させる予定でしたが、庶務事務システムに別の改修が入りましたため、改修後の庶務事務システムと連携させることにするため、繰り越したものでございます。今年度中に完成する見込みでございます。

教育政策課分は、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤本福利厚生課長 福利厚生課長の藤本でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

まず、定期監査の公表事項はございません。

次に、説明資料4ページの歳入について御説明いたします。

財産収入は、教職員住宅の家屋貸付料及び県有地の土地貸付料でございます。

諸収入につきましては、公立学校共済組合熊本支部に委託しております教職員厚生資金

貸付事業の余剰資金の返還等によるものでございます。

繰越金につきましては、昨年度明許繰越分でございます。

以上、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、説明資料5ページの歳出について御説明いたします。

まず、事務局費でございますが、これは課の運営費及び事務局職員の健康診断等に係る経費でございます。

主な不用額につきましては、当初見込みの健康診断受診者数より受診者か少なかったために生じた執行残でございます。

次の教職員人事費につきましては、教職員住宅に係る経費及び教職員福利厚生事業費等でございます。主な不用額につきましては、教職員住宅解体及び修繕に係る工事等の入札残でございます。

福利厚生課分は、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○森塚高校教育課長 高校教育課の森塚でございます。よろしく願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

定期監査における公表事項のうち、「一般会計の定時制・通信制修学奨励資金貸付金で88万289円、育英資金貸与基金特別会計の育英資金貸付金で、6,429万3,832円の未収金があり、前年度に比し増加している。熊本県育英資金未収金マニュアルを作成し、嘱託職員を活用した電話催告及び訪問徴収を行っているが、業務の進行管理を的確に行い、さらに有効な回収対策を体系的に講じ、未収金の回収に努めること。」につきましては、後ほど各会計のところで御説明させていただきます。

では、説明資料の6ページから16ページの一般会計、熊本県立高等学校実習資金特別会計及び熊本県育英資金貸与基金特別会計につ

いて、順に御説明いたします。

6ページから7ページまでの、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、7ページの諸収入でございますが、このうち定時制通信制修学奨励資金貸付金回収金及び雑入の収入未済につきましては、定時制通信制修学奨励費返還金でございます。これは、貸与生の中途退学に伴う貸付金の返還金でございます。冒頭に申し上げました定期監査において指摘を受けたもので、88万289円が収入未済となっております。この未収金につきましては、文書、電話等により督促に努め、早急な返還を促しているところでございます。今後は、さらに訪問督促を強化するなど有効な回収対策を講じ、未収金解消に努めたいと思っております。

次に、8ページをお願いいたします。

8ページから10ページまでの、一般会計の歳出について御説明いたします。

8ページの教育総務費のうち事務局費につきましては、事務局運営費及び県立高等学校教育整備事業費等でございます。

不用額を生じた主な理由は、当初、平成20年度に予定しておりました高校再編整備における中期実施計画の策定期間を前期実施計画案件の進捗状況を考慮し、平成21年度に変更したためによる執行残でございます。

次の教育指導費は、教員の研修や児童生徒の健全育成等に要した経費でございます。

不用額を生じた主な理由は、初任者研修において研修を受講している初任者のかわりに授業を行います非常勤講師の授業時間数の実績減による人件費及び国の学習指導要領改訂に伴い例年実施されている文部科学省主催の教育課程に関する説明会が未開催となり、また、それを受けての県内での教育課程説明会の開催ができなかったためによる執行残や、薬品処分委託費の入札残でございます。

9ページになりますが、高等学校費のうち高等学校総務費は、高等学校入学学力検査費でございます。

不用額は、執行残でございます。

次に、教育振興費は理科教育や産業教育設備の整備に要した経費でございます。不用額を生じた主な理由は、産業教育設備整備費の入札に伴う執行残でございます。

次に、学校建設費でございますが、併設型中高一貫教育導入に伴う施設設備に要した経費でございます。不用額を生じた主な理由は、施設設備費の入札に伴う執行残でございます。

次に、特別支援学校費でございますが、特別支援学校の設備の整備に要した経費でございます。不用額は設備費の入札に伴う執行残でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

保健体育費の保健体育総務費は、定時制高等学校における夜間給食給与に要した経費でございます。不用額を生じた理由は、夜食給与の実績減に伴う執行残でございます。

次に、諸支出金でございます。

まず、県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、実習資金特別会計の水産高等学校費への一般会計からの繰出金でございます。不用額を生じた主な理由は、水産高校の実習に伴う燃料や飼料等の価格が昨年高騰し、その後低下したことによる執行残及び実習船のドック経費の入札残に伴い繰出金が不用となったものでございます。

次に、育英資金貸与基金特別会計繰出金は、育英資金貸付金への一般会計からの繰出金でございます。不用額を生じた主な理由は、貸与の辞退、休学等による貸付金の実績減に伴い繰出金が不用となったものでございます。

続いて11ページからは、熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

まず歳入につきましては、11ページから12

ページまででございます。

財産収入、繰入金、諸収入及び繰越金のいずれも、不納欠損額及び収入未済額はございません。

なお、一般会計繰入金につきましては、先ほど御説明いたしました実習資金特別会計の執行残等に伴い、一般会計からの繰入金が縮減できたものでございます。

12ページの繰越金につきましては、平成19年度剰余金を20年度に繰り入れたものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

歳出でございますが、農業高等学校費は、農業関係高等学校における農産物、畜産、食品加工等の実験実習等運営に要した経費でございます。不用額を生じた主な理由は、先ほど御説明いたしました燃料、飼料——餌代でございます。等の価格の低下による執行残でございます。

水産高等学校費は、苓洋高等学校における実習船による操業、水産物の食品加工等の実験実習と運営に要した経費でございます。不用額を生じた主な理由は、農業高等学校費と同様、燃料、餌代等の価格の低下による執行残及び実習船のドック経費の入札残でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

熊本県育英資金貸与基金特別会計でございます。

まず歳入につきましては、14ページから15ページでございます。

国庫支出金、財産収入、繰入金については、不納欠損額及び収入未済額はございません。

15ページの諸収入につきましては、これは育英資金貸付金の償還金でございます。冒頭に申し上げました定期監査において指摘を受けたところでございますが、償還元金、延滞利息等を合わせまして6,429万3,832円が収入未済となっております。この返還金未納者

につきましては、電話や文書、昼夜にわたる訪問等により督促を行っておりますが、平成21年3月に熊本県育英資金未収金マニュアルを作成し、より組織的かつ効果的な督促業務を行っているところです。

また、平成21年6月補正により、督促業務に係る非常勤職員4名を8月から増員し、より一層の未収金回収に努めております。今後は、長期滞納者への法的手段も視野に入れ、有効な回収対策を講じたいと思っております。

なお、この20年度末収入未済額約6,429万円につきましては、その後9月末現在で約543万円が納入されております。

次に、15ページ下段の繰越金でございますが、平成19年度剰余金は20年度に繰り入れたものでございまして、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、16ページをお願いいたします。

歳出でございますが、育英資金貸付金は貸与者への貸付金や事務費でございます。不用額を生じた主な理由は、貸与の辞退、休学等による貸付金の実績減に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。資料の2ページをお願いいたします。

繰越事業でございますが、平成20年度2月補正予算において緊急経済対策として計上いたしました産業教育設備整備費でございます。年度内執行が困難であったため、8,025万6,000円を繰り越したものでございます。

以上で、高校教育課の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○木村義務教育課長 義務教育課長の木村でございます。よろしく願いいたします。

まず、定期監査における公表事項はございませんが、未収金がございますので、後ほど歳入のところで説明させていただきます。

では、資料17ページの一般会計の歳入に関して説明させていただきます。

主な収入といたしましてスクールカウンセラー配置事業に係る国庫補助金、また文部科学省等から教育方法等改善研究のための委託を受け調査・研究を行う事業等に係る国庫委託金でございます。

使用料及び手数料、国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

諸収入の雑入でございますが、収入未済額315万7,000円は、平成12、13年度に任用したスクールカウンセラー1名が資格要件を満たしていなかったことが平成16年度に判明したため、任用当時にさかのぼってその任用を取り消し、支払った報酬等の返還を求めているもので、冒頭に申し上げました未収金でございます。

収入未済の315万7,000円は、本人から提出された分割納入計画書に基づく平成17年度から20年度までの返還分でございます。

なお、初回分から第4回目分、計2万810円を徴収しておりますが、現在、本人が体調不良で就業できないため、回復状況等を見ながら督促を行ってまいります。

次に、資料18ページの一般会計の歳出に関して説明させていただきます。

まず、教育指導費でございますが、児童生徒の学力向上、いじめ・不登校対策、教員の研修などの事業に要した経費でございますが、翌年度繰越額はございません。

不用額の主なものでございますが、初任者研修において初任者が校外で研修を行っているときに、初任者にかわって授業を行います非常勤講師の一部を確保できなかったこと、及び子供たちの自立支援事業において不登校などの状況にある子供たちの家庭環境等を改善する取り組みを行います。

スクールソーシャルワーカーについて、任用要件を満たす人材の確保に努めましたが、

一部を確保できなかったことによる人件費及びその活動旅費の執行残でございます。

次に、教育センター費でございますが、施設の管理運営や教育研究、教職員の研修事業等に要した経費でございます。不用額は執行残でございますが、翌年度繰越額はございません。

最後に、保健体育総務費でございますが、食育の推進及び栄養教諭、学校栄養職員の研修等の事業に要した経費でございます。不用額は執行残でございますが、翌年度繰越額はございません。

義務教育課は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○由解学校人事課長 学校人事課長の由解でございます。よろしくお願いいたします。

まず、定期監査におきます公表事項はございません。

説明資料の19ページをお願いいたします。

19ページから24ページの一般会計歳入について御説明いたします。

まず、19ページから20ページの使用料及び手数料でございますけれども、主なものとしたしまして19ページにございます県立学校の授業料、また20ページの教員免許状に伴います手数料、また県立学校の入学金などがございます。

次に、21ページから23ページの国庫支出金でございます。21ページをお願いいたします。

主なものは、特別支援学校への修学支援に対しまして国が2分の1を負担します修学奨励費負担金、また小・中学校教職員の給与につきまして国が3分の1を負担いたします義務教育学校職員費負担金でございます。

22ページをお願いいたします。

教員免許システム開発等に対しまして国庫補助でございます。

また、23ページをお願いいたします。

在外教育施設いわゆる日本人学校に派遣いたします教員の給与に係ります委託金等でございます。

続きまして、24ページの諸収入につきまして御説明申し上げます。

預金利子や雇用保険徴収金また特別支援学校におきますあんま等の治療実習等に係る雑入でございます。

なお、当課の歳入につきましては、不納欠損、収入未済はございません。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。25ページをお願いいたします。

主なものでございますけれども、25ページの事務局費、教職員人事費でございますけれども、事業内容はほとんどが事務局職員及び教職員の退職手当でございます。

不用額につきましても同様、退職手当の執行残でございますけれども、退職手当につきましては自己都合による中途退職あるいは勧奨退職等不確定な要素もあることから、過去の実績額等を考慮して見込んでおります。

さらに、年度末ぎりぎりの退職等に対応するため、年度末ぎりぎりまで一定額の予算を確保していく必要がある、その結果、執行残が大きくなったものでございます。

続きまして、25ページ下から2段目でございます。

小学校費・教職員費また最下段の中学校費・教職員費、次の26ページの2段目の高等学校費の高等学校総務費でございますけれども、不用額はいずれも教職員給与費等の人件費の執行残でございます。

給与費につきましても、退職手当と同様、年度途中での休職やその補充等による変動に対応するために、最後まで一定額の予算を確保していく必要があるということございまして、結果的に執行残が大きくなったものでございます。

今後とも、人件費等の予算計上に当たりましては、精査し、できるだけ執行残が小さく

なるよう努めてまいりたいと思います。

続きまして、26ページの3行目からの全日制高等学校管理費、定時制高等学校管理費、通信教育費でございますけれども、これは高等学校の光熱水費や事務経費また学校施設の維持管理など、学校の管理運営に係る予算でございます。

不用額が生じた主な理由といたしまして、各学校における光熱水費や事務経費の節減によるものや、また台風等の災害に備えた予備的なものが執行不用となったものでございます。

最後に、最下段の特別支援学校費でございます。

県下17校あります特別支援学校に係る教職員の給与等の人件費また学校の管理運営費及び修学奨励費でございます。

不用額の主なものは、教職員費の人件費の執行残と管理運営費の経費節減によるものでございます。

理由につきましては、先ほど御説明いたしました小・中学校、高等学校の人件費及び高等学校の管理運営費と同様でございます。

以上、学校人事課分の歳入歳出でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○小野社会教育課長 社会教育課長の小野でございます。よろしくをお願いいたします。

初めに、定期監査の結果につきましての公表事項は、ございません。

歳入について御説明申し上げます。資料の27ページをお願いいたします。

まず、使用料につきましては、県立図書館青少年教育施設の行政財産使用料、青少年教育施設における有料団体の使用料収入でございます。

次に、国庫支出金は文部科学省の補助事業及び委託事業に係る補助金、委託金の収入でございます。

補助事業は、放課後子ども教室推進事業、委託事業は学校支援地域本部等でございます。

次の財産収入及び諸収入を含めまして、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、歳出について御説明いたします。29ページをお願いいたします。

社会教育費の中で社会教育総務費につきましては、県立図書館以外の職員63名分の職員給与費のほか、社会教育、生涯学習の振興に関する各種事業、並びに生涯学習推進センター及び芦北青少年の家の施設管理運営費でございます。

不用額が生じた主な理由としましては、国庫委託事業である学校支援地域本部事業が事業実施の初年度に当たりまして実施主体の体制整備等に時間を要しましたため、実施期間が短縮されたことにより事業費が減少いたしまして、これに伴う執行残、物品購入等事務経費節減による執行残がございます。

次に図書館費は、県立図書館の管理運営費等でございます。

不用額が生じた主な理由は、物品購入等経費節減及び庁舎清掃等の業務委託の入札に伴う執行残でございます。

次に青年の家費は、天草青年の家の管理運営費であり、また少年自然の家費は菊池少年自然の家及び豊野少年自然の家の管理費でございます。

少年自然の家費の不用額が生じた主な理由は、物品購入等経費の節減及び庁舎清掃等業務委託の入札に伴う執行残でございます。

社会教育課分は、以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○恵濃人権同和教育課長 人権同和教育課長の恵濃でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、定期検査におきましての公表事項で

ございますが、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の未収金の解消につきまして指摘がありました。後ほど歳入のところで御説明させていただきます。

説明資料は、30ページから31ページでございます。

では、30ページの歳入について御説明いたします。

30ページの諸収入の雑入及び年度後返納は、地域改善対策事業としまして実施しました奨学資金貸付金の回収金でございますが、これは貸与者の中で返還免除された人以外の返還金等でございます。

定期監査で引き続き、未収金の解消に努めるようにという御指摘がありました収入未済額の8,437万4,305円につきましては、その措置状況を御説明いたします。

この未収金につきましては、市町村教育委員会等の担当者を通じ、催告とあわせまして分割納付等を指導するなど、その解消に努めております。その結果、21年9月末現在で22万8,350円を回収しております。

特に、平成17年度から運用しております収納管理システムを活用しまして、一括返還の困難な未納者には、分割納付によります計画的な返還を指導しました結果、未収金の回収にも一定の効果が出てきているところでございます。

また、新たに市町村職員と連携しまして、納付相談のために戸別訪問を行う取り組みも始めております。今後とも、市町村教育委員会等との一層の連携を図りながら、収入未済額の解消に努めてまいり所存でございます。

なお、不納欠損額はございません。

次に、31ページの歳出の主なものについて御説明いたします。

教育総務費の教育指導費は、課の運営費及び教職員等を対象とします各種人権教育研修事業費等でございます。

不用額を生じた主な理由ですが、課の運営

費におきます旅費の経費節減による執行残でございます。

次に、社会教育費の社会教育総務費は、社会教育におきます指導者育成のための人権教育研修事業費等でございます。

不用額を生じた主な理由は、人権啓発活動事業におきます学校人権教育推進資料の印刷の経費節減による執行残でございます。翌年度繰越額は、ございません。

人権同和教育課は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○米岡文化課長 文化課長の米岡でございます。よろしくお願いいたします。

まず、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

次に、説明資料の32ページの歳入について御説明いたします。

32ページから33ページの使用料及び手数料のうち、主なものは、装飾古墳館観覧料及び美術館観覧料等でございます。

33ページから34ページの国庫支出金のうち主なものは、遺跡の発掘調査に対する国庫補助金であります遺跡発掘調査費補助や史跡等の重要文化財の保存に対する国庫補助金であります史跡等保存整備費補助でございます。

また、35ページから36ページの諸収入のうち主なものは、国等からの発掘調査の受託に伴います発掘調査受託事業収入でございます。

歳入につきましては、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

なお、34ページの先駆的木造公共施設整備事業費補助の予算現額と収入済額との比較額の、マイナス1,394万円につきましては、装飾古墳館屋外体験学習施設整備事業費の繰り越しによるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。37ページでございます。

まず、文化費のうち主なものは、国・県指

定文化財の保存整備に対して県補助金を交付いたします文化財保存整備事業、国等からの受託事業が主であります公共事業に伴います埋蔵文化財発掘調査事業、鞠智城整備事業並びに文化課職員33人分の人件費でございます。

文化費の不用額512万8,000円のうち主なものは、文化財史料室の移転に伴います機械警備委託料の不用によるものでございます。

次に、美術館費のうち主なものは、美術館展覧会事業、永青文庫推進事業費並びに美術館職員15人分の人件費でございます。

美術館の不用額813万2,000円のうち主なものは、管理運営に係る業務委託の入札に伴う執行残などでございます。

続きまして、附属資料の3ページの繰越事業について御説明いたします。

まず、文化財保存事業につきましては、市町村等が実施いたします国や県指定文化財の保存整備事業費の一部を補助するものですが、熊本市が実施します細川家墓所の土塀の保存修理工事について、工法の変更で設計に不測の期間を要し、年度内完了が不可能になったことにより、事業費194万1,000円を繰り越したものでございます。なお、工事は来年の2月末に完了する予定でございます。

次に、装飾古墳館屋外体験学習施設整備事業につきましては、勾玉づくり、火起こしなどの体験学習を、天候に左右されず計画的に実施できるよう、屋外体験学習施設を整備しているものですが、工法の検討に不測の期間を要し、年度内完了が不可能になったことにより、工事費2,788万円を繰り越したものでございます。なお、工事は本年の6月末に完了いたしております。

文化課については、以上でございます。

○坂梨体育保健課長 体育保健課長の坂梨でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、説明資料の38ページから40ページの、歳入につきまして御説明いたします。

分担金及び負担金は、熊本武道館管理運営費の熊本市負担金でございます。

不納欠損額、収入未済額は、ございません。

次に、使用料及び手数料は、体育施設に係る使用料収入でございます。これも、不納欠損額、収入未済額はございません。

野球場及び総合射撃場の使用料につきましては、平成18年度から指定管理者制度導入によりまして、利用料金制へ移行しております。そのため、収入として上がっているのは、行政財産の目的外使用料でございます。

39ページ中段から40ページ1段目までの国庫支出金の国庫委託金につきましては、文部科学省の委託事業に係る収入でございます。不納欠損、収入未済額は、ございません。

40ページ2段目から諸収入でございますが、主なものは、日本スポーツ振興センター事業の災害共済給付金及び掛金などでございます。不納欠損額、収入未済額は、ございません。

日本スポーツ振興センター事業の災害給付金と保険料が少なかったため、予算現額に対して収入済み額が少なくなったものでございます。

続きまして、41ページから42ページの歳出につきまして御説明いたします。

まず、保健体育総務費の主な事業は、日本スポーツ振興センター事業や県立学校における健康診断でございます。

不用額の主なものは、日本スポーツ振興センター事業の災害共済給付金及び保険料の執行残でございます。これは、災害共済給付金と保険料の支出が少なく済んだことによるものでございます。

次に、体育振興費の主な事業は、国体派遣

事業や競技スポーツ振興事業でございます。

不用額の主なものは、国体等の派遣費用等が予定より少なく済んだことによるものでございます。

42ページの体育施設費の主な事業は、県民総合運動公園、県立総合体育館及び熊本武道館等の管理運営費や施設整備事業等でございます。

不用額が生じた主な理由は、本課が県営体育施設を管理するのに必要な経費等の執行残でございます。

続きまして、付属資料の4ページの繰り越し事業につきまして御説明いたします。

県営体育施設整備事業でございますが、これは平成20年度から21年度にかけて県立総合体育館大体育室の消火設備の整備を実施したもので、そのうち20年の予算につきまして特殊な消火設備を設置する工事であったために、消防署との協議や室の製作に時間を要しまして、4,254万9,000円を繰り越したものでございます。

なお、工事はことしの7月に完了しております。

体育保健課分は、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○児玉施設課長 施設課長の児玉です。よろしく申し上げます。

まず、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

43ページをお願いします。

歳入について、御説明申し上げます。

使用料及び手数料は、県立学校における売店等の使用料でございます。

国庫支出金でございますが、地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、2月に行われました緊急経済対策によるもので、全額繰り越しを行っております。

44ページをお願いします。

財産収入でございますが、財産運用収入と

いたしまして公社宿舍の家屋貸し付け料、電柱等の設置に伴います土地貸し付け料でございます。

財産売払収入につきましては、学校用地等の売払収入でございます。なお、財産処分の詳細につきましては、後ほど附属資料の説明で申し上げます。

45ページをお願いします。

諸収入でございますが、雇用保険料徴収金でございます。

繰越金でございますが、昨年度明許繰越分でございます。

以上、いずれも不納欠損額、収入未済額はありません。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。46ページをお願いします。

教育費ですが、教育総務費のうち事務局費は、市町村の施設整備にかかわる市道調査に要した経費でございます。

高等学校費ですが、全日制高等学校管理費は、県立高校の校舎管理に要した経費でございます。

学校建設費は、北稜高校北校舎改築など県立学校の施設整備に要した経費でございます。

不用額を生じた主な理由は、北稜高校ほか57校の高等学校施設整備事業における工事請負費及び委託料に伴う入札執行残などでございます。

なお、翌年度繰越額の詳細につきましては、後ほど附属資料にて説明申し上げます。

47ページをお願いします。

特別支援学校費ですが、熊本聾学校など特別支援施設学校の校舎等改修、耐震改修事業等施設整備に要した経費でございます。

不用額を生じた主な理由は、熊本聾学校ほか13校の特別支援学校施設整備事業における工事請負費及び委託料に伴う入札執行残などでございます。

次に、附属資料について御説明申し上げます。

5ページをお願いします。

繰越事業ですが、高等学校施設整備費の熊本高等学校ほか41校の事業につきましては、2月に行われました緊急経済対策等に伴うもので、年度内での施工期間が不足したため、12億8,295万9,000円を繰り越したものでございます。

次に、特別支援学校施設整備事業ですが、盲学校ほか8校につきましても、2月に行われた緊急経済対策等に伴うもので、年度内での施工期間が不足したため、7,111万1,000円を繰り越したものでございます。

6ページをお願いします。

財産処分でございますが、玉名市及び御船町の道路改良工事に伴い、北稜高等学校及び御船高等学校用地等を売り払ったものでございます。契約金額すべて収入済みでございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小杉直委員長 以上で教育関係の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方は……。

○山本秀久委員 8ページで課長にお尋ねしますけれども、初任者研修と10年経験者研修、それはどういうのをやっておるか、ちょっと教えてくれませんか。

○森塚高校教育課長 初任者研修につきましては、まず教科の研修、例えば国語とか数学とかそういった教科の研修がございます。

それから、消防署での研修というものもございます。それから特別支援学校での研修というものもございます。そういったものを、主にやっております。

10年研修につきましては、学級の経営であるかと、あるいは教科の研修であるとか、あるいは校務分掌とかそういった研修を行って

おります。

○山本秀久委員 初任者研修のときに、人間的な教育のそういうのは教えてないわけ。教育のそういった問題だけなの。それとも、それに対する教育者としての心構え、そういう教育はしてあるのかなのかということですか。

○森塚高校教育課長 先ほど申しました研修の中で、例えば先生御指摘のいわゆる教員としての資質とか、あるいは人間力といいますか、そういったものを高めるとか、あるいは公務員としての資質を高めるとか、あるいは規範意識を高めるとか講話とか、あるいはお互いにミーティングをさせると、そういったものを取り入れているところでございます。

○山本秀久委員 それは、だれが教えるの、どういう人が教育しておるわけ。

○森塚高校教育課長 講師を外部から招いたり、あるいは教育委員会関係者が講師となるということもございます。

○山本秀久委員 講師は、どういう人なの。

○森塚高校教育課長 具体的にでしょうか。

○山本秀久委員 どういう関係の人かということ。名前は言わなくてもいいけれども、どういう関係の人を呼んでいるのか。

○森塚高校教育課長 ちょっと今は具体的な資料がございませんので、調べてお答えしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○山本秀久委員 講師によって説明の仕方が違うからさ、どういう人間教育をしているのか、公務員としての教育者としての資質を教

えるのか、それを聞きたいわけだ。わからんということは、おかしいじゃないか。

○木村義務教育課長 初任者研修につきましては、まず校外研修というのがございます。教育センターとかあるいは市町村の研修、そしてうちの方が行っております研修がございます。それから学校内研修というのがございます。校内研修等におきましては、例えば企業の方を呼んで指導を受けたりとか、人間の資質とか規範とか、そういうものを勉強します。校内研修におきましては、人権研修等では結局、人権教育関係の講師の方が来て教えるとか、そういう具合に、いろんな部分で人間的な資質というの勉強しているところでございます。

○山本秀久委員 教育委員会に、地域の皆さん方の教職員に対するいろんな意見があるわけだ。なぜこういうことを言うかということ、いろんな意見が出てくる場合は、その地域に赴任して教育をしなければならぬ、県において今まで問題点というのがいろいろあったと思う。そういう点をやっぱり指摘し、研修のときにいろんなその問題点を指摘する教育機関はあっているのかということを知ったわけだ。今までの経験の中から生まれた問題が、それからまた進めていかなければならぬ問題というのがいろいろ交差すると思うんですよ。だから、どういう人を講師として教育をさせるのかということを知ったわけだ。意味はわかったかな。

○森塚高校教育課長 補足をしますと、例えば消防学校では教官、それとか民間人であれば経営者、社長さんとかいう方をお招きして講話をいただいているというところでございます。

○山本秀久委員 実は、教職員として礼儀作

法に欠けている人が多いんだ。教職員として一番、児童を教育しなければならんのに、礼儀作法を教えてなかったり、あいさつや感謝の気持ちを教えてなかったり、人間としての一番重要な基本を指導してない教職員の感覚があるような感じがしてならないわけだ。それはなぜかという、「あたりまえでしょう」とか「ああ、そうですか」という程度で何でも終わってしまうわけだ。だから、そういう深みの問題というのは、やっぱり体得させておかなければ、これから児童を教育していく以上は、人間的な素材というものがなければならん。だから私は前にも言ったことがあるが、教職員の試験をするときに、首からは選ぶな、首からへその間をとれということは何回も言ったことがあるんだ。人間が機械化されてしまっているんだ。だから本当の人間の素材というものが教育の中に出てこないんだな。それを感じるものだから、今の質問をしたわけなんですよ。

○木村義務教育課長 御指摘ありがとうございます。これからも、なるだけ人間的研修、特に今御指摘がありましたように、初任者が地域の家庭訪問等によって課題等が出てくるという話は聞いております、きちんと対応ができないということです。その面に関しましては、校内等におきましては校長の下での指導をきちんとやる、そして私たちは、最も研修の中でも今入れていますのは、保護者の方との対応ですね、きちんとやるという研修も最近は入れておまして、やはり教員の資質をそういう面からも育てていくような中身は充実させていきたいと思っております。

○山本秀久委員 そういうことであればいいけれどもね。やっぱり、いろいろ耳にすることは、それが多いんですね。そして、学校のいろんな問題点に対しては、保護者が余りにも出過ぎておるような状態が多いんだな。何

かにつけては保護者、何かにつけては保護者会議とか、いろんなことにそれがあっているが、それが本当に進展しているのかどうか、それがわからなかったわけだ。本当に、それが生きているのかなと思う。

もう一つは、29ページの社会教育課の芦北の青少年の家の問題、これは、つくるまでに16年かかったわけだ。なぜかという、これから先は緑と水の世界だということから、芦北海岸に設置していただいたものがあるわけですよ。そういうときに、今まではどういふふうな内容で、青少年の家はいろんな学校が使っているような様子はあるんだ。本当にそれだけの成果が出ているのかわからないんだ。青少年の家のいきさつを、地元で、こういう状況ですとかいう話を聞いたこともない。こっちが聞かないのも悪いけれども、ほとんどその実態の把握ができてないものだから、それをちょっと説明してくれませんか。

○小野社会教育課長 社会教育課でございます。芦北の青少年の家につきましては、芦北に限らず他の青少年施設のすべてがそうでございますけれども、地元の方々の多大な協力をいただいて、それで施設が成り立っているというところで、地元の方々と本当に緊密にやっていかなければならないというふうに感じております。

特に芦北につきましては、洋上活動と申しましうか海の上での活動がございます。これで、漁協の方々に安全面ですとかいろいろ、若干漁業の活動も少しそれによって範囲が狭まる場所も含めて、いろいろ御協力をいただいているところでございます。安全面で、こういうことがあったのでよろしくお願ひしますといったような、安全管理に関しまして漁協の方とか地域の方と連絡をとるということはできるだけまめにやっておりますが、確かに今先生がおっしゃいましたような、それが子供の教育にどれだけの効果が上

がっているとか、最近の子供にどういう課題があるかといったような、そこまでの話ができなかったという面はあったかもしれません。漁協の方を含め、いろいろな形で地元の方々とお話をする機会を深めまして、また最近の状況というところについてコミュニケーションが深められるようにできないかなというふうに考えております。

本年度から、青少年教育施設が指定管理者制度ということで、県の直営ではなくNPO法人と一緒にやっていくという形に切りかえております。NPOの方ともよく話をしまして、できるだけ地元の方々と施設の状況、子供の状況について、まずは話す機会というのをつくっていければというふうに思っております。

○山本秀久委員 なぜそういうことを言うかという、せっかく地元に来て、水の大切さとか海のいろんなことを勉強している中に、地域環境の問題、水のとうとき、海の汚染の問題、いろんなことのケアが、その実態が全然なっていないわけだな。漁業の人たちと地元の人たちが話し合う、お世話になっているならば、そういう点の教育というものが生きていないわけだ。だから、そういうことをできるだけ今後は生かしてもらいたい。そういう意味で、実のあるものにしてもらいたいということをおっしゃるわけだ。ただ来て、あそこにおいて、さっと帰るんじゃないで、本当に実のある研修に終わらせていただきたい、それが青年の家のシステムだということを、よく指導していただきたい。そういうことを申し上げておきたい。以上です。

○小杉直委員長 私からも要望しておきますが、地元の方々という言葉が幾つも出てきましたけれども、県会議員は教育委員会も審議しますし、地元の方々の1人でもありますから、近くに県議がおるならば、必要に応じて

状況説明もしていただきたいというように要望しておきます。

ほかに……。〔関連してですけれども〕と呼ぶ者あり〕関連して。それなら副委員長。

○小早川宗弘副委員長 山本委員の話で8ページ、先生として人間として基本的な姿勢がなっていないじゃないかというふうなことで、私も今、文治の委員長をさせていただいておりますけれども、本当に非常識な先生がふえているのかな、あるいはいろいろ不祥事を起こす先生たちもふえてきているというふうなことで、私も非常に憤りを感じているところであります。

それで、さまざま研修されているというふうな話なんですけれども、私は、もしかするとこの研修は余り実になっておらぬな、ただ単に研修だけをやっ、はいそれで終わりというふうな感じになってないのかなというふうに疑問に思っています。私と非常に親しい先生、今おつき合いがありますけれども、その方は自己研修ということで、これは教育長にもいろいろ話をしておりますTOS Sというグループの中で身銭を切って自己研修をされている先生がいらっしゃいます。その先生方が言うと、学校教育委員会が与える研修というのは、やっぱり受け身型だ、なかなかそれが身について、自分の行動までには結びつかないというふうなことで、確実に身につくような研修のあり方をもう一度考え出していきたいというふうに思います。要望です。

○平野みどり委員 関連です。初任研のことがいろいろ出ていますけれども、現場の校長先生あたりから、もっと現場でのOJTといえますか、そういった機会の方を充実させていった方がいいのではないかと。せっかく先生になって子供たちとかかわる時間が初任研の方で割かれてしまって、何のために先生に

なったのかなと思ってしまってもいけないかと、そこ辺はバランスが難しいと思うんですね。最初にきちんとたたき込むといいますか、教員として教えていかなければいけないこととか、そういう部分もありますけれども、初任研に関してはいろいろ見直しされていて、だから特別支援学校は前は1日だったのが1週間ぐらい行って、とてもいい研修になっているという話も聞きますので、そういったことも現場重視というか、そこら辺もやっぱり考えていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○森塚高校教育課長 初任研につきましては、外に出た研修といいますか学校での研修が25日ぐらいということで、先ほど申しましたような研修を行っております。それから学校内におきましても、校長以下担当者がついて研修を行っているという状況ですけれども、先生がおっしゃったようなことも、今後は踏まえながら改善していくということで考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

○平野みどり委員 結局、現場で一つ一つの子供たちの事例を先輩の先生方からいろいろアドバイスを受けながらやっていくということが、本当に身につけていくのか、その現場にそういった指導がしっかりできる先生がいるかどうかというのがありますけれども、校長先生あたりには、そういった新任の先生あたりの研修、現場での研修という部分もしっかりしていただけるように、よろしくお願ひします。

○木村義務教育課長 義務教育課では一応、校外研修はもともと、おっしゃるとおり30日で行っていただきました。これはやっぱり先生方にとって出る機会が多くて、校外の研修ということは現在22日というふうに減らしてござい

して、学校内での研修は大体30日でございます。学校内でしっかりやっていくという方向で、今やっておるところでございます。

○竹口博己委員 高校教育課長さんにお尋ねします。教えてください。15ページ、教育長も触れておられました育英資金の未収金の問題です。どうでしょうか、主な理由はどんなのがあるかというのが1つと、年次別に見た動向、ふえておるか減っておるか教えてください。

それからもう一つ、30ページのこれは人権同和教育課長さんにお尋ねしますが、この未収の主な理由と年次別の動向、減っておるかふえておるかをお示してください。

○森塚高校教育課長 まず最初に、主な理由ということでございますが、現在、滞納者は20年度で556名ということになっております。

その主な理由は、大体半数が経済的な理由、収入が低いとかあるいは失業とか病気といったものでございます。その方々が6カ月以上滞納をなさっているというような状況にあります。

それから、年次別の推移ということでございますが、過去3カ年間を申し上げますと、平成18年度は滞納者が239人で、滞納額は約3,200万円です。それから平成19年度が、滞納者が356人で4,570万円ぐらいになっております。そして20年度につきましては、滞納者の数が556人で滞納額は6,430万円弱ということになっております。

○恵濃人権同和教育課長 未収金が毎年増加しているということにつきましては、理由は幾つかございますけれども、申し上げますと、まず第1点は返還対象者の所得増あるいは生活保護基準の見直し等に伴いまして、免除対象とならない事例が増加して、返還調定

額は増加する傾向でございます。このうち6割、3分の2程度が返還されておりますけれども、残り3分の1程度が新たな未収金として毎年累積しておるところでございます。

2点目に、過年度分の未収金につきまして、奨学生自身も解消に努めておりますけれども、奨学生自身が県外へ転居したり、あるいは所在不明者の増加とか、あるいは保護者、これは保証人になっておりますけれども、高齢化に伴いまして回収が進まない状況にあります。それからまた、最近の厳しい経済状況から、リストラとか奨学生自身が、あるいは保護者がリストラに遇ったりとかで収入が大きく減ったりする例もあって、返還が難しいケースが生じているところがございます。

それから、年度別ということでございますが、ちょっとお待ちくださいませ。これは過年度分ということでようございますでしょうか。過去3年間を申し上げますと、未収金等につきましては平成17年から申し上げますと、平成17年度が5,711万円、平成18年度が6,446万円、平成19年度が7,578万円、平成20年度は先ほど申し上げましたとおり8,437万円ということで、大体700万円から多いときで1,100万円が増加しているところがございます。昨年度からは860万円ほど増加しているところがございます。以上でございます。

○竹口博己委員 ありがとうございます。もういいです。わかりました。

○吉田忠道委員 1件目は、今に関連して質問し、その次にまた質問します。

やっぱり、高校教育課と人権同和教育課です。今の中で15ページ、資金の超過のところですけども、予算現額と調定額が約6,000万円出ているんですね。これは、どういうところに原因があるんですか。我々は、どういうふうに解釈すればいいんですか。それ

が1件です。これは、人権の方も一緒ですね。

人権の方は、よかです。高校教育課の方に、ちょっとお願いします。

○森塚高校教育課長 調定額は6,000万円ぐらい上がっているということでございますが、これは未納分を考えたときに、実際に返還される額は2億3,385万9,000円ということなんです。現在の返還率は大体74%です。そうしますと、実際に予算として組める分はそのくらいかなというところで組んだものが、予算現額の1億7,613万2,000円というところになっております。

○吉田忠道委員 その理由は、わかりました。

ところで、先ほどの収入未済に関してですけども、要するに実態と申しますか、返納しなければいけない人の各家庭あるいは連絡、そういうのはしっかり実態が把握できていますか。それは人権の方にも両方聞きたいんですね。

○森塚高校教育課長 556人につきましては、一人一人その家庭の状況とかあるいは返済の状況とかいうのを現在、一覧表にまとめているところがございます。

○恵濃人権同和教育課長 返還事務等につきましては、市町村の担当者を通じて返還事務を行っておりますが、この市町村担当者が返還相談を行う中で、結果としまして奨学生本人あるいは保証人であります両親等の職業等について、情報を得ることはございます。また所属状況等につきましても、返還相談の際の生活状況を聞き取る中で、できるだけ把握するようというところで、努力はしているところがございます。

○吉田忠道委員 いずれにしましても、これは大変難しい問題だと思いますので、実態を正確に把握するように努力していただきたいというふうに要望しておきます。

次の質問にいきます。さっき山本委員が質問されましたところの8ページ、この中と次の義務教育課のところに関連しますので、義務教育課は18ページ。義務教育課の方の教育指導費のところ、いじめ・不登校対策推進事業というのが約7,000万円されております。これを20年の施策の成果、ここのところに138ページからずっと書かれてあります。これを、私は19年度のちょっと比較してみました。費用的には平成20年度は約7,000万円ですけれども、平成19年度は1億1,000万円余り使われております。この成果のところなんですけれども、ここに中身は全く同じようなことがずっと書かれております。ここに書いてあるのは、成果というよりも、こういうことを実施した、配布した、何回やっただと、ただ結果が書かれているだけなんです。成果というほどのことではないんですよ。ただ、これだけやって、これだけの金をかけてやったんだから、少しは成果というのを出してもらいたいし、次の年度につながるようなことが何かないかなというのがあるんですけれども、高校教育課には、このいじめのところはないのか、義務教育だけなのか、ちょっとその付近もあわせて質問いたします。

○木村義務教育課長 義務教育課でございます。まず、いじめ・不登校に関しましての成果等でございますけれども、はっきり出ていなくて申しわけございませんが、実際的にはこれに関しましてかなりの成果が上がっております。先ほど教育長が申しあげましたように、いじめに関しましては平成18年度から熊本県でいじめアンケートというのをやって、これはいじめを受けたという子供が平成18年

度は約3万人おりました。平成19年度は約2万5,000人、そして平成20年度が1万9,000人、約2万人ということで、いじめを受けたという子供は大分減ってきております。これは、取り組みの成果が出ておるんじゃないかと思っております。

もう一つの不登校の問題でございますけれども、これに対しましては、平成19年度が1,747人で、出現率は100人につきまして1.09人でありましたけれども、平成20年度になりまして1,673人、出現率は1.05ということで、少しずつ成果は上がってきているんじゃないかと思っておりますけれども、課としましてはまだまだ多うございますので、これにつきましては今後ともしっかり頑張っ、いじめ・不登校の問題については課題解決に向かって頑張っていきたいと思っております。

○森塚高校教育課長 まず、いじめについてでございますが、平成19年度は、いじめられたことがあるということで、これも年に1回調査をするんですが、平成19年度は、今のところ、あるというのが2.9%、それが20年度には2.3%ということで、減少しているところがございます。

それから不登校、いわゆる30日以上長期欠席者につきましては、これは平成19年度は2.1%ぐらいだったのが、平成20年度には1.6%、人数にしまして849人ということになっております。

○吉田忠道委員 再確認するんですけれども、18ページのところの義務教育課のところの教育指導費のところには、今のいじめ等は書いてあるけれども、高校教育課の方は事業には書いてないだけども、実際は予算として費やしているのかということ、義務教育課には平成19年と20年がこれだけ予算が違うというのは、どこに大きな違いがあるかを、ちょっと……。

○森塚高校教育課長 高校におきましては、高校生の非行防止と健全育成事業という中で、いじめ・不登校等の問題についても対応しております。

○木村義務教育課長 いじめ・不登校の予算の差でございますけれども、これはスクールソーシャルワーカーの差でございます。これは平成20年度は全額国庫負担で全部きておりましたけれども、これは21年度は3分の1になったものですから、ある面で言ったら非常に厳しい状況で落ちまして、もちろん、これの獲得のためには教育長に頑張っていただき、ある程度確保しましたけれども、全額国庫と3分の1というのは違いますものですから、そういう差でございます。

○平野みどり委員 関連でいいですか。今、義務教育課長がおっしゃったのは、これでわかった、先ほどの御説明は平成19年度と平成20年度の比較だったですよ。国庫補助がカットされたのは今年度でしょう。ですよ。だから、これからどうあられるかという問題かなと思いますよね。以前、委員が指摘されていたように、平成19年度と平成20年度では、そのいじめ・不登校の対策推進事業はスクールソーシャルワーカーの部分が、これだけの予算の差が出ているという部分はちょっと、国庫補助の関係とはちょっと納得がいかないんですけれども、もう少し説明していただけますか。

○木村義務教育課長 いじめ・不登校対策総合推進事業は大きくございまして、スクールカウンセラーとかいじめ・不登校対策事業に入っておりますけれども、その中で平成19年度が全額国庫事業で子どもと親の相談事業というのがございました。これは各学校を指定しまして、そこに子どもと親の相談事業員とい

うのを派遣しておりまして、それが結局、これは全額国庫できておりましたけれども、これがまた実際のところ3分の1補助になりまして、それで、うちとしましてはこれは受けることができなかつたので、これは減らしてしまったものですから、この分が減ってきたというふうに……。

○平野みどり委員 わかりました。それで、18ページのいじめ・不登校対策総合推進事業で、スクールソーシャルワーカーが確保できなかったということでの不用額というお話が出てきましたけれども、スクールソーシャルワーカーの方たちはもっとお仕事をしたいとおっしゃっていますけれども、確保できなかったという部分がどういうことなのかということ、もう少し御説明いただけますか。

○木村義務教育課長 これは、平成20年度は全額国庫でございました。これはかなりの額がきまして、うちとしましてはスクールソーシャルワーカー、これは現在、各学校からも非常に有効であるということでニーズが多いんでございますけれども、これにつきましては今年度は15人の枠を一応予定しておりました。実際は11人しか確保できませんでした。原因としましては3つぐらいありますけれども、まずはうちとしましては精神保健福祉それから社会福祉、これを資格として挙げました。というのは、やはり専門性を持っておかないと教育相談ができません。それから家庭環境を改善しますので、福祉関係等にもネットワークを持ってなくてはいけないということで、そういう資格。それからもう一つは、3年以上の実務経験を持つこと、この面で一つは資格要件を持ちました。それからもう一つが、これが12月に実際に文科省からきまして、当初予算で予算を組むことできませんでした。6月補正で組みまして、つまり年度途中から採用したものですから、なかなかこの

人員が確保できなかったということで、15枠を11枠ということで、その残りの分ができなかったということで、この差が出てきました。

○平野みどり委員 今御説明を聞いて、わかりました。有資格の方を見つけるのは、これは非常勤ですから時給も、文治の方でも質問があったかと思いますが、専門性がある方なのに非常に低いですよね。ましてや、学校とか本人の自宅とか医療機関、福祉機関、そこを回りながら活動されるという意味で、交通費の部分、これすごく大きいという話を聞いています。本当にスクールソーシャルワーカーの方たちはやりがいを感じておられて、今の時代を生きる子供たちがこういうところでつまづかないようにということで一生懸命やっています。そういう部分での専門性をしっかり持っていただくために、専門性を持って取り組んでいただくためには、待遇の部分はやはりしっかり保障していかないといけない、移動の部分の交通費もそうですけれども、これを地方だけでやっていけというのは本当に大変なことなので、新たに県に対してもスクールカウンセラーの文言はありましたが、スクールソーシャルワーカーという文言がなくて、ちょっと残念だったので、その部分は地域の大きな課題として国に対して、上げていっていただきたい。私たちも、そういう思いで国に言っていきたいと思うので、よろしくをお願いします。

○山本秀久委員 さっき竹口委員からお話がありました問題で、教育長のあいさつの中に、督促業務にかかわる非常勤の職員の増員、これは4人増員したと書いてあって、スタートの方には、その増員によりさらに内容を充実させていきたいということは、その4人のほかにまた増員するという意味なの。

○山本教育長 それは4人のほかに増員する、今後のことを検討したいと思っていますけれども、今の状況としては4人、緊急雇用対策を入れて4人の方だけでございます。

○山本秀久委員 では、そのほかにまた増員した場合は、今までずっと竹口委員から質問があったときに聞いていたら、17年度から毎年5,000万円ずつ未収金がふえておるわけだな。だから、その回収が可能になるのかどうかということを、ちょっとお尋ねしておきたかったんです。

○山本教育長 実は非常勤職員を今回4人入れまして、各戸別の家庭訪問の回数あたりが今までと比べますと随分ふえております。したがって、先ほどもちょっと話がありましたように、家庭の状況の把握とかあるいはその分、今まで家庭の戸別訪問に非常勤職員がふえたことによって、戸別訪問に今まで回った人が今度は自分の方でいろんな該当者のリストの整理ができるとか、そういったことでさまざまな効果が上がっております。それとあと、どうしてもその中で悪質といえますか、本当はひよっとしたら払えるかもしれないのに払わないような人、そういった場合は今後は裁判関係、そういった法的手続、法による催告とか、そういったことを組み合わせながら今後やっていきたいというふうに思っております。

○山本秀久委員 今、専門的な分野でね。毎年5,000万円ずつ残っていつておるということは相当なあれだから、これを早くそろえて、今教育長の言われたことで解決できるなら、それを早急にやってくださいよ。一応、要望しておきます。

○小杉直委員長 吉田委員、ちょっとお待ちください。吉田委員以外に、どなたか御質問

はございませんか。吉田委員、ちょっとお待ちくださいね。

○吉永和世委員 何年か前に言ったことがあるんですが、県立教育センターがありますね、教育センターの今の状況、何年ぐらいたっているのかと、その活用状況というのを、ぜひお聞かせいただきたいんですけども。

○阿南教育次長 今の吉永委員の質問について、私が答えます。

教育センターの現状としては、大体もともと研究機関としていろんな教科の研究をやっておりました。しかし、今は研修の一元化によりまして、例えば初任研とか10年経験者研修とか、あるいは職能別の管理職研修、いろんな研修が全部センターに移管されましたので、そういうセンターとしての研修を一元的に今やっておりますので、研修の中心的機関と、研究と研修を両方やっているという現状でございます。

○吉永和世委員 前に行ったときは、すごく古いなというイメージがあって、エアコンもたしか故障していて、こんなところで研修をやって何か実になるのかなと思ったんですけども、結構古いんですよね。もう何年ぐらいたっているんですか。

○阿南教育次長 創立が昭和46年でありまして、もうかれこれ40年近くたっております。建物は相当古くて、改修改修でやっておりますけれども、なかなか高額な金もかかるものですから。ただエアコンあたりは、前回ここで質問がありましたので、大きなやつは改修して、エアコンはきくようになっております。

○吉永和世委員 そういった形で研修等の目的を十分に達成されている、大事な施設であ

るということで、今後もそういった教育の場で使っていくということになると、やはり長い目で見て今後どういうふうになればいいのかというの、やはり検討する必要があるんじゃないのかなというふうに思いますので、そこら辺も視野に入れて……。

○小杉直委員長 要望で、ようございますか。関連して、平野委員。

○平野みどり委員 教育センターの場所ですけども、全県から来られる先生方にとってはどうなんですかね。

○阿南教育次長 やっぱり先生がおっしゃったように、北に偏っておるものですから、やはり天草とか人吉、球磨あたりからの交通の便も大分よくなりましたけれども、やっぱり距離的には非常に遠いので、私個人的に考えれば、中央あたりに建てていただくと、普段から利用がもっと進むんだと思うんですけども、なかなか遠いもので。例えば、夏休みあたりにちょっとセンターに行って研究したり、あるいは指導主事について勉強したりと思っても、ちょっと周辺の者に限られると。あるいは、相談活動あたりもやっておりますけれども、直接行かれる方は山鹿とかそういう方ばかりですので、ちょっともったいないということは、確かに先生のおっしゃるとおりと私も思います。

○平野みどり委員 例えば、山鹿の教育センターを使わずに県庁の地下を使ったりとかという研修も、初任の場合はされているんですかね。

○阿南教育次長 たくさんの人数を集めるときは、例えば県庁地下大あたりが使えるときは、全部を集めるときは旅費がかなり高いので、できるだけ安く上がるように、県庁地下

とか周辺の施設を使うこともあります。

○吉田忠道委員 高校教育課、決算書の方の364ページに高等学校費というのがありますが、このずうっと右の方の備考欄を見ておいたら、前年度繰り越し事業費不用額というのが2,800万円ほどありますが、これは後で見えていたら、たぶん368ページの学校建設費だと思うんですけども、これは具体的にどういうことですか。

○児玉施設課長 施設課でございます。

これは、うちの方でございまして、実は19年度予算で菊池の校舎の改修をやりまして、それの方が2億6,000万円、約2億7,000万円を繰り越しておるわけでございますけれども、4本の工事がございまして、1,000万円ぐらいの1本は契約繰り越しですけども、残りの3本約2億6,000万円が未契約繰り越しでございまして、未契約繰り越しだったために、20年度の入札において、平均の入札率は大体88%ですので、そういうことで繰り越しに約2,840万円の入札残を生じたというところでございます。

○小杉直委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 まず1点目が、5ページの福利厚生のところでは教職員の皆さんの検診の不用額、これがかかなり額が多いということで、検診を本当はすべき先生方がされていないという現状なんではないでしょうか。自己負担等で、なかなか皆さんされないのか、そこら辺の状況を教えてください。

○藤本福利厚生課長 これは人間ドックあたりを受けられた場合はそれで健康診断ということで変えることができますので、人間ドックあたりがかかなり多かったために、この健康診断の方の受診者が少なかったということに

なります。

○平野みどり委員 ということは、一定の年齢になった先生方はきちんと検診及び人間ドックは受けていらっしゃるということですか。

○藤本福利厚生課長 検診は、もう全員が受けています。

○平野みどり委員 健康をないがしろにしたわけではないということですね。はい、わかりました。

では、次にもう一つお願いします。9ページの高校教育課の教育振興費の中の高等学校産業教育設備整備費の不用額、これも具体的にどういった部分で……、産業教育に関しての整備というのは大事なことだと思うんですけども、どういった形での不用額になっているのでしょうか。

○森塚高校教育課長 これは入札が12月から1月ごろにかけて行われるということがありまして、2月補正に間に合わなかったというような内容になっております。

○平野みどり委員 はい、わかりました。

もう一点。スクールカウンセラーの報酬等返還金、これは17ページですかね、収入未済ということで出ています。記憶をたどっていくと、例の双子のスクールカウンセラーの方で1人は有資格、1人は違うということで、本人と入れかわってカウンセラーをしたというあの1件でしたけれども、御病気で返還が今のところ難しいということですけども、今後の見通しとしてどうなるのでしょうか。

○木村義務教育課長 この方は無資格ということで、先ほど申しましたように、うちの方からお金の返還を要求しているんでございま

すけれども、実を申しますと、先ほど話がありましたように覚せい剤違反で2年間ぐらいの刑期を終えられて帰って来られまして、その後遺症みたいな話なので、その後遺症で幻覚とかいろいろなことが出るということで、現在仕事ができない、全く無職の状態でございます。

先ほど申しましたように、しばらくはお金を4回ぐらい出しましたけれども、その後は現在無職ということで、この回復を待ってから、職業について後でうちとしてはお願いしていくというような形になるかなということで、現在は病院に通院していらっしゃるものですから、その回復状況を見守ってから行く必要があるかと思っております。

○平野みどり委員 回収は、見込みとしてはかなり厳しいですね。これは本当に回収できない状況になったときは、行政的にどんなふうに処理をされるおつもりなんですか。

○木村義務教育課長 これは財政課とも現在話しているところでございますけれども、一つの返還額が17年度からの分は5,000円をずっと引きまして、あと10万円ぐらいぽつと払っているんです。もう一回、分割計画を少なめにしまして、できるだけ可能な限り納めていただくという形で持っていこうかなということを考えています。公正証書等も考えておりますけれども、まず財産的なものを持っていらっしゃいません。家も持っていらっしゃいません。借金がほかにあるんじゃないかという感じもしまして、法的にかけても取り返せないんじゃないか。だから、なるだけ少ない金額で、今後は返していただくだけは返していただくという方向に持っていかなざるを得ないかなという感じでございます。

○平野みどり委員 わかりました。

○吉田忠道委員 主要な施策の成果のところ、136ページの下の方に、35人学級編成というのがあります。1学年、2学年これだけ35人学級でやったと思いますけれども、前年度を見ても同じことが書いてあって、この結果これはどういう方向に持っていくのか、どういう成果があったのかというのを少しは聞きたいんですけれども。なかなか実証が難しいかもわかりませんが、あとこれは3年に延ばしていくのか、4年、5年、6年とずっとやっていくのか、その見込みあたりをちょっと聞かせてください。

○由解学校人事課長 学校人事課でございます。

今後の方向性といたしまして、これを3年、4年まで延ばしていくかということについては、今のところ考えはございません。

ただ、1年、2年に35人学級を取り入れた成果につきましては、学力向上等にどういうふうに寄与したかということにつきましては、関係の義務教育課と連携しながら、成果を踏まえた上で、今後これを続けていくかどうかということも含めて、まだ検討する必要があるかというふうに思っています。現在のところは、成果につきましてははっきりした形でのめどといいますか、成果の把握はしていないような状況でございます。

○吉田忠道委員 35人学級になっていったんですから、これを今3、4年に持っていけないということであるなら、計画がないということであるならば、これはしっかり検証しないとかぬと思うんですよ。こっちがいいだろうということ、ただ何となくいい、ただ少なればいいという観念じゃなくて、やっぱりきちっと分析しなければいかぬと思いますので、今後やっぱり早急に、3年まで4年まで延ばしていかないかぬのか、その付近もやっぱり……これは要望しておきます。

○木村義務教育課長 成果等に関しましては、義務教育課の方で一応把握しておりますので、ようございますでしょうか。

少人数学級の先生たちがいろんな分でアンケートをとりまして言っていることは、まず子供たちが少なくなっているから学習面、生活面で個に応じたきちんとした小まめな指導ができるということをおっしゃっています。それから学習訓練が徹底できる。それから、いろんな評価をするにしても、人間が少ないからきちんとして評価ができて丁寧な指導ができて、きちんとした指導ができるということ。それから、やはり児童が活躍する場ですかね、少ないのでそういういい面が出ているということは聞いております。

○吉田忠道委員 理解できますけれども、あともう一つ要望したいのが、過密している学校と過疎化している学校がありますよね、私どもの地元にあります。過疎化している学校は学級10人あるいは10人未満のところがありますけれども、そういうところはしっかりと目が届いて指導ができるはずですがけれども、その付近の比較ともやられてみたらどうかなと思うんですけれども、1つ要望しておきます。

○平野みどり委員 関連で。これも要望ですが、熊本市と随分差が出てしまうわけですよ。熊本市の場合は中学1年まで少人数学級でやっていますかね、今年度から。

○小杉直委員長 要望じゃなかったですかね。

○平野みどり委員 済みません、質問です。

○由解学校人事課長 熊本市の取り組みでございますけれども、小学校3、4年まで、ま

た今年度から中学校1年までしておるところでございます。

○平野みどり委員 義務教育課長もおっしゃったように、少人数学級であれば成果は上がっていることはもうはっきりしているんですよ。子供、保護者そして先生方はみんなそういうふうに言います。ただ、それを財政的にどこまでサポートできるか、それと、さっき吉田委員が言われたように、地方でもやっぱり過密しているところと熊本市周辺部の過密しているところと、本当に統廃合の対象になるようなところがありますので、そこら辺のバランスもやっぱり考えながら、今後どうしていくかという方針を、県としてもやっぱりしっかりと出して行って、政令市熊本市におくれをとってはいけないというか、同じ熊本県の県民として、同じレベルの教育環境が保障できるように頑張っていただきたいということを要望しておきます。

○小杉直委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、以上で教育委員会の審査を終了いたします。御苦労さまでございました。

午前11時51分休憩

午後0時49分開議

○小杉直委員長 それでは、再開をいたしまして、これより土木部の審査を行います。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順番に説明をお願いします。

初めに、松永土木部長。

○松永土木部長 総括説明をさせていただきます。

まず、初めに、会計検査に関しまして、先日の農林水産部からも報告がありましたように、土木部でも国庫補助事業事務費の執行について、会計検査院から指摘を受けるという

見込みになりました。このことについては、県民の皆様、委員の皆様に深くお詫びを申し上げます。

会計検査は、農林水産省、国土交通省所管の補助事業に係る事務費について行われました。

会計検査院からは、本県の自主調査で判明した預け金、差しかえのほか、一括払いや翌年度納入等の会計処理上の不備や補助金対象外への補助金充当等について指摘を受ける見込みとなっております。

指摘見込み額は、国土交通省所管分として、国庫補助金相当額で3,000万円余、事業費ベースで5,300万円余となっております。

検査結果につきましては広く情報を公開し、県民の皆様に説明責任を果たしてまいります。

このような指摘を受ける背景には、公金に対する職員の意識の希薄さや、決まったチェック体制がとられていなかったことが挙げられます。

また、一方では、現行予算が一会計年度内に処理しなければならないという単年度予算の問題や、国から事務費の使途が必ずしも明快に示されてこなかったこと、事務費の使途が限定されており弾力的な運用ができないことなど、制度面の問題もあると思っております。こうしたことを会計検査院にもお伝えして協議を行ってまいりましたが、結果として指摘を受けることになったものでございます。

県では、自主調査後の本年3月に再発防止策を策定しております。今回、会計検査院から指摘を受けるものについても、既に今年度から改善を図っております。また、国に対しては、補助金の使途基準の明確化や一括交付金化など、よりわかりやすく使いやすい制度となるよう改善を求めてまいり所存です。

土木部としましては、職員一丸となって職員の意識改革に取り組み、県民の皆様の一刻

も早い信頼回復に努めてまいります。

次に、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました、施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、土木部関係についてその後の措置状況を御報告いたします。

各部局の共通事項として御指摘のありました「今回の物品調達等に関する不適正な経理処理が行われたことについての原因分析を行い、予算執行手続、チェック体制の整備、物品調達システムの見直し等を行うこと。」についてでございます。

土木部としましては、既に3月に策定されました再発防止策に取り組んでいるところであり、今後より一層職員の意識改革に努め、納品検査や書類による購入伺い作成の徹底により再発防止を図り、このような不適正経理を二度と起こさないよう努めてまいります。

次に、各部局の共通事項の御指摘としまして、「収入未済の解消については、関係部局においてそれぞれ努力の跡が見られるが、財源の確保及び負担の公平性の観点に立ち、費用対効果も十分踏まえながら、さらに適切かつ効率的な徴収対策を講じること。」についてでございます。

収入未済の解消につきましては、督促状の送付、電話や面談による督促はもとより、所在確認調査や資産調査の実施、夜間や休日徴収を実施するなど収入未済の解消に努めております。また、県営住宅使用料につきましては、明け渡し訴訟や強制執行、即決和解などの法的措置の積極的な実施及び取り組みの強化など、徴収促進に努めてきたところでございます。今後も引き続き未収金の解消に取り組んでまいります。

次に、土木部関係の御指摘としまして、「地域の重要な産業である建設業は、公共事業の減少に伴い、厳しい状況にある。引き続き発注制度の見直しに取り組み、改善すべきところは改善して技術と経営に優れた企業の育成に努めること。」についてござい

す。

一般競争入札の拡大や総合評価方式の試行拡大により、入札、契約制度の透明性、公平性を高め、技術と経営に優れた企業が育成される競争環境を整えるとともに、最低制限価格制度の見直し等の取り組みを通じて、今後とも建設産業が地域経済の中核として持続的に発展できるよう努めてまいります。

続きまして、土木部の平成20年度決算の概要を、決算特別委員会説明資料の1ページ、平成20年度歳入歳出決算総括表で御説明させていただきます。

まず、歳入についてでございますが、一般会計、特別会計合わせまして収入済み額が54億5,211万6,000円、不納欠損額2,558万1,000円及び収入未済額3億2,040万8,000円となっております。

不納欠損額の主なものは、県営住宅使用料及び重要、方港湾使用料となっており、また収入未済額の主なものは県営住宅使用料となっております。

なお、予算現額と収入済み額との差は、主に翌年度への事業繰り越しに伴うものでございます。

続きまして、歳出についてでございますが、一般会計、特別会計合わせまして支出済み額が1,197億4,065万8,000円、翌年度繰越額は294億9,549万5,000円、不用額10億9,678万5,000円となっております。

翌年度繰越額の主な理由は、地元住民や関係機関との調整に時間を要したこと、用地買収、補償家屋の移転に時間を要したこと等により工期が不足し、やむを得ず平成21年度へ繰り越したもので、現在その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額の主な理由は、国の事業進捗遅延による執行残及び経費節減等に伴う執行残でございます。

以上、平成20年度土木部歳入歳出決算の概要につきまして総括的に御説明申し上げます。

たが、詳細につきましては関係課長から御説明いたしますので、よろしく御願いいたします。

○小杉直委員長 引き続き、各課長の説明をお願いしますが、自己紹介の後、着座して説明されて結構です。

最初に、鷹尾監理課長。

○鷹尾監理課長 監理課の鷹尾でございます。着席をして説明をさせていただきます。

お手元の決算特別委員会説明資料の説明に先立ちまして、今年度定期監査におきまして監理課関係の報告、公表事項がございますので、最初に御説明をさせていただきます。

報告、公表事項は、「所管する出先機関に、平成20年度末現在、工事契約違約金（739,702円）、工事請負契約解除に伴う前払金余剰額利息（908,055円）の未収金がある。いずれも倒産によるものであり、該当する出先機関と連携のうえ、住民票の異動確認等により債務者の所在調査を行い、引き続き回収に努めること。」でございます。

これは、工事や業務委託の請負契約を締結をいたしました業者が、倒産等の理由で工事が完成することができなくなりましたため、契約を解除した際の違約金及び前払金の出来高不足分がございますが、これがあつた場合に不足分を返納する際の利息相当分が未収金となっているものでございます。

現在、会計規則などにのっとりまして、これらの解消に向けて努力をしているところでございますが、詳細につきましては決算説明資料の中で御説明をさせていただきます。

それでは、決算特別委員会説明資料をお開き願います。

まず、2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入についてでございます。

2ページから3ページにかけての使用料及び手数料でございますが、不納欠損額、

収入未済額はございません。

次に、3ページ中段の国庫支出金、それに3ページから4ページの財産収入につきましても、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、4ページ中段の繰入金でございますが、用地先行取得特別会計及び幹線道路整備資金から一般会計への繰入金について、不納欠損額、収入未済額ともございません。

4ページ下段の繰越金でございますが、これは前年度からの繰越金で、これも不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、5ページの諸収入でございますが、4段目に記載をしております建設業振興資金貸付金回収金につきまして、予算現額5,000万円に対しまして収入済み額が1,000万円となっております。これは県から金融機関に預託をいたしまして、公共工事の施行に必要な運転資金を、熊本県建設業協同組合を通しまして施工業者に融資をしているものでございますが、備考欄にありますとおり、建設業振興資金貸付金の利用実績が少なかったことから銀行への預託額が少なくなり、それに伴い回収金が少なくなったということによるものでございます。

5ページから6ページの雑入についてでございます。

収入未済額164万7,000円のうち、工事契約違約金につきまして73万9,000円、6ページの雑入につきまして90万8,000円が収入未済となっております。これは冒頭御説明申し上げました定期監査の報告、公表事項でございまして、請負業者の倒産で契約を解除をした際に、違約金と前払金の出来高不足分を減免する際の利息相当分を請求したものでございますが、代表者の死亡、行方不明などによりまして収入未済になっているものでございます。現在も代表者の所在不明等につきましては、引き続き所在確認調査や登記簿の確認などによりまして、法人の動向に注意をするな

ど適切な債権処理によりまして、未収金の解消に努めておるところでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

土木総務費において4,080万4,000円の不用額を生じております。これは主に人件費の執行残、それからCALS/E C事業などの入札に伴う執行残でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

2段目の建設業指導監督費におきまして5,349万5,000円の不用額を生じております。これは歳入のところでは御説明をいたしました。建設業振興資金貸し付けの利用実績が少なかったことなどによる執行残でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計でございます。

まず、歳入についてでございますが、財産収入、県債、繰越金とも不納欠損額及び収入未済額はございません。

1段目の財産収入につきましては、予算に対して2億2,179万円の増となっておりますが、国への先行取得用地の引き渡し分が増加したことによるものでございます。

2段目の県債につきましては、予算に対しまして6億5,500万円の減となっておりますが、これは事業量の減少によるものでございます。

次に、10ページをお願いします。

歳出についてでございますが、道路新設改良費の4億4,248万5,000円の不用額は、用地取得などの執行残でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○小杉直委員長 暑いので、上着を脱ぐ方は脱いで結構ですよ。

○西山道路整備課長 道路整備課長の西山でございます。座らせて説明させていただきます。

まず、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

続きまして、決算について御説明申し上げます。

歳入につきましては、説明資料の11ページから13ページでございます。

歳入の内容は、分担金及び負担金、国庫支出金、財産収入、繰越金、諸収入でございます。

主なものについて御説明いたします。

11ページの土木費国庫補助金で、予算額に対しまして50億102万9,000円の減となっておりますのは、繰り越しに伴うものでございます。

次に、13ページの諸収入で、予算額に対しまして3,761万6,000円の減となっておりますのは、受託事業の減等に伴うものでございます。

また、雑入で収入未済額が10万3,000円でございますが、これは受注業者の破産による契約解除に伴います前払金余剰金利息でございます。現在当該事業者は破産手続中でございます。破産債権届出書を裁判所に提出し、債権の確保に努めているところでございます。なお、いずれも不納欠損額はございません。

次に、歳出について説明いたします。

14ページをお願いいたします。

道路橋りょう総務費の不用額は6,088万6,000円でございますが、人件費及び国直轄事業負担金の減に伴う執行残でございます。

また、国庫支出金返納金6,084万1,000円につきましては、仮設橋梁の撤去に伴い発生した資材売却益につきましては、撤去工事費に係る国庫補助率相当額を国に返納したものでございます。

次に、道路新設改良費の不用額2,764万8,000円につきましては、受託事業費の減及び経費節減に伴う執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につつま

しては、附属資料で説明させていただきます。

附属資料の1ページから20ページまで掲げておりますけれども、道路改築費以下合計で162カ所、93億8,095万7,000円でございます。

繰り越しの理由は、関係機関との調整などの計画に要する諸条件の整備や、用地補償交渉の難航及び工法の検討、協議に不測の日数を要したこと等によりまして、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

以上で道路整備課の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○古賀道路保全課長 道路保全課長の古賀でございます。座わって説明させていただきます。

まず、決算特別委員会説明資料の説明に入ります前に、今年度の定期監査における報告、公表事項がございますので、最初に説明いたします。

報告、公表事項は、道路占用料の未収金219万1,000円余、道路損傷事故等に係る原因者負担金の未収金1,060万8,000円、及び前払金余剰額利息の未収金約48万7,000円につきまして、引き続きその回収に努めること、そういうものでございました。

これにつきましては、関係する各出先機関において、納入義務者への催告の強化や差し押さえなどの法的措置のほか、一括での納入が困難な場合には返済計画に沿った分納を勧めるなど、引き続き解消に努めているところでございます。

それでは、委員会説明資料に基づきまして説明いたします。

資料の15ページをお願いします。

歳入でございますが、歳入につきましては15ページから18ページまででございます。

まず、15ページの分担金及び負担金でございますが、不納欠損額、収入未済額ともござ

いません。

次に、16ページをお願いいたします。

中ほどに記載しております使用料及び手数料のうち、道路占用料について説明いたします。

調停額3億7,049万1,000円に対しまして3億6,829万9,000円を収納しております。収納率で申しますと99%以上となっております。収入未済額が219万2,000円発生しておりますが、これは先ほど監査の報告、公表事項の中で申し上げましたもので、この解消のため、関係する出先機関において所在不明者の追跡調査や債権の差し押さえなどの強制徴収を行うなど、収入の確保に努めているところでございます。

次に、16ページ最下段の国庫支出金でございますが、予算額に対しまして24億1,730万円の減となっておりますが、これは各事業の繰り越しによるものでございます。

続きまして、18ページをお願いします。

2段目の土地売払収入でございますが、これは道路のつけかえなどによって生じた旧道の敷地を売却して得た収入でございます。今後も引き続き積極的に売却を進めたいと考えております。

次に、18ページ最下段の雑入につきましましては、不納欠損額29万7,000円が発生しておりますが、これは納入義務者が破産宣告を受け、差し押さえる財産もなく時効を迎えたため、やむを得ず不納欠損を行ったものでございます。また、収入未済額が1,109万5,000円ございますが、これは先ほどの監査の報告、公表事項で触れましたように、道路損傷事故等による原因者負担金の未収金1,060万8,000円、及び前払金余剰額利息の未収金48万7,000円でございます。主に経営不振や行方不明等により計画どおりの納付がなされなかったものでございます。この解消につきましては、負担者の追跡調査、不動産の差し押さえなど引き続き収入の確保に努めてまいりま

す。

歳入につきましては以上でございます。

引き続きまして、歳出について御説明いたします。

歳出につきましては、19ページから20ページでございます。

19ページをお願いします。

道路橋りょう総務費の不用額304万円、それから道路維持費の不用額4,046万円は、いずれも経費節減に伴う執行残によるものでございます。

次に、20ページをお願いします。

道路新設改良費の不用額208万円は、受託事業費の精算に伴う執行残によるものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

最後に、繰り越しについて説明します。附属資料をお願いします。

附属資料、道路保全課関係につきましては、21ページから35ページまでとなっております。

35ページをおあげください。35ページに道路保全課分の合計を記載しておりますので、こちらで説明いたします。

道路保全課全体では、146カ所、50億3,310万円の繰り越しとなっております。主な理由といたしましては、用地交渉の難航、及び現場施工条件の悪化等による工法協議に日数を要したものでございまして、いずれも当初想定できなかった支障が生じたため、やむを得ず繰り越しをしたものでございます。

以上で道路保全課の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○野田河川課長 河川課長の野田でございます。よろしく申し上げます。

座って御説明させていただきます。

河川課の歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに、今年度の定期監査の報告、公表事

項につきまして御説明申し上げます。

河川課への指摘事項はございませんが、指導事項といたしまして、海砂利採取不当利得返還金、平成20年度末現在の1,095万186円につきましては、分納により毎月100万円が徴収され、回収に向け努力されているところであり、引き続き履行状況の確認等に努めること。

また、河川敷占用料、海岸占用料、工事前払金返納金等の未収金、平成20年度末現在合わせて1,487万8,840円については、連絡会議等において、該当する出先機関と連携の上、引き続き解消に努めることということでございました。

これまでも未収金の解消につきましては、出先機関と連携し解消に努めているところでございますが、引き続き解消に努めてまいります。

それでは、説明資料に基づきまして、河川課の歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

21ページをお願いいたします。

歳入でございますが、最上段は分担金及び負担金でございます。これは海岸事業における市町村分担金、ダム事業における利水者負担金でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

22ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、このうち2段目の使用料で24万9,000円の収入未済額を発生しております。内容は河川敷の占用料と海岸の占用料でございますが、法人等の倒産や占用者の所在不明等によるものでございます。

同じく、2段目の使用料で2,000円の不納欠損額を生じております。内容は河川敷の占用料でございますが、時効完成によるものでございます。

23ページをお願いいたします。

1段目の国庫支出金で、収入済み額が予算

額に対して21億3,477万9,000円の減となっておりますのは、2段目の災害復旧費国庫負担金、及び下から3段目の土木費国庫補助金等の繰り越しに伴う減が主な理由となっております。

23ページから24ページ、25ページの上から2段目までがその内訳でございます。

26ページをお願いします。

上から2段目、雑入で1,102万円の収入未済額を生じておりますが、これは冒頭御説明いたしました海砂利不法採取等に係る不当利得の返還金、及び工事前払金余剰金利息でございます。

不当利得の返還金については、分納計画に基づきまして毎月100万円を徴収しており、今年度末には残り金額の収入は完了する予定でございます。

工事前払金余剰金利息につきましては、法人が清算手続中であるため、その状況の把握に努めてまいります。

27ページをお願いいたします。

上から3段目、過年度収入で1,456万円の収入未済額を生じております。内容は、工事前払金の返納金でございますが、原因は業者の経営悪化によるものでございます。平成21年度には22万円を収入しておりますが、引き続き収入の確保を図ってまいります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

28ページをお願いいたします。

河川海岸総務費につきまして2,857万7,000円の不用額を生じておりますが、これは主に人件費の不用残でございます。

29ページをお願いいたします。

河川改良費につきまして1,500万6,000円の不用額を生じておりますが、これは事務費の執行残でございます。

水防費の18万1,000円の不用額につきましては、執行残でございます。

30ページをお願いいたします。

1 段目、土木災害復旧費で5,289万8,000円の不用額が生じておりますが、これは主に河川等補助災害復旧費における国の内示減に伴うものでございます。

続きまして、繰り越しについて御説明を申し上げます。

附属資料の36ページをお願いいたします。

36ページから43ページまでが繰越事業を掲載しております。

恐れ入りますが、最後の43ページの最下段に河川課分の合計を記載しておりますが、14カ所、43億4,358万9,000円が翌年度への繰越額でございます。これは地元関係機関との調整、並びに用地交渉等に不測の日数を要したため、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

以上、河川課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○瀧山港湾課長 港湾課長の瀧山でございます。よろしくをお願いいたします。

座らせて説明させていただきます。

お手元の説明資料の説明に入ります前に、まず今年度の定期監査の報告、公表事項につきまして御説明いたします。

港湾課の報告、公表事項は、港湾施設使用料等の未収金について引き続きその解消に努めることとございました。平成20年度末で3,754万1,177円となっており、それは港湾施設使用者等の業績不振や経済的困窮等のために発生しているものでございまして、現在適切な回収処理に努めているところでございますが、今後も引き続き回収に努めてまいります。

それでは、説明資料に基づきまして御説明いたします。

31ページをお開きください。

一般会計の歳入について御説明いたします。

分担金及び負担金におきまして、不納欠

損、収入未済はございません。

5 段目の港湾ダイオキシン類対策事業費負担金の予算現額に対する収入減は、原因者からの負担金の累積額を、20年度事業において充当、調整したことによる減でございます。

次に、32ページをお開きください。

2 段目にあります使用料及び手数料のうち、港湾区域占用料の収入未済が230万円でございます。これは申請者の業績不振によるものでございます。

次に、33ページの下から2段目の財産収入の土地貸付料に収入未済が27万2,000円ございます。これは百貫港の土地貸付料における経済的困窮による未納でございます。

最下段の土地売払収入の収入済み額8,062万4,000円につきましては、河内港の聖ヶ塔地区の埋立地及び百貫港県有地の売却によるものでございます。

次に、34ページをお願いいたします。

最下段の諸収入の雑入におきまして、収入未済が27万4,000円ございますが、これは過年度調定の港湾区域占用料が申請者の経営不振で未納になっているものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

それと、次に、36ページをお開きください。

一般会計の歳出について御説明いたします。

土木費の港湾費で不用額が2,134万3,000円ございますが、港湾管理費や港湾建設費と空港管理費で、いずれも入札残と経費節減による執行残でございます。

次に、37ページの港湾単県災害復旧費でございますが、不用額が14万2,000円でございます。これは入札残でございます。

次に、38ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計の歳入でございますが、使用料及び手数料におきまして、地方港湾と重要港湾の使用料を合わせまして収入未済が1,235万8,000円ございます。これらは港

湾施設利用者の業績不振によるものでございまして、この収入未済額につきましては、8月末までに地方港湾使用料、重要港湾使用料合わせて57万6,995円収入済みでございます。

次に、39ページの2段目の諸収入の雑入でございますが、収入未済額2,233万7,000円でございますが、このうち1,920万円は、三角港において倒産した港湾施設利用者の建物にアスベストが使用されておりました、飛散の危険性があったため、港湾管理者として行政代執行で建物の撤去を行った費用でございます。残りの313万円は熊本港の旅客ターミナルのレストランの電気水道代でございます。事業者の業績不振によるものでございます。

続きまして、40ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計の歳出でございますが、1段目の施設管理費における不用額1,770万7,000円は、経費の節減等による執行残でございます。

次に、41ページの臨海工業用地造成事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損、収入未済はございません。ただ、最下段から2段上の先行漁業補償再取得収入が予算現額との比較で約4億ほどの増になっておりますが、これは国の経済対策によりまして、再取得分が大幅に上積みされたことによるものでございます。

次に、42ページをお開きください。

臨海特会の歳出でございますが、不用額240万7,000円は、八代港と熊本港における経費節減に伴う執行残でございます。

以上で一般会計、特別会計の歳入歳出の説明を終わります。

引き続きまして、附属資料の繰り越しについて御説明申し上げます。

44ページをお開きください。

港湾課は44ページから46ページでございますが、46ページの最下段にございますように

21年度への繰越額は12億100万円でございます。繰り越した工事は19カ所ございますが、そのうち9月末現在で4カ所が完了しているところでございます。繰り越し理由といたしましては、繰越理由欄に記載しておりますとおり、地元との調整等に不測の日数を要したことにより、やむなく繰り越したものでございます。

続きまして、78ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計の不納欠損処分を25件、金額にして210万1,000円行っております。いずれも自己破産や資金力が回復せず、時効が成立したことによるものでございます。

続きまして、84ページをお開きください。

県有財産処分の一覧表でございます。先ほども述べましたが、売却処分が百貫港要江地区の県有地と河内港聖ヶ塔地区埋立地の3件ございまして、収入合計額は8,062万3,600円となっております。

以上で港湾課の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○船原都市計画課長 都市計画課長の船原でございます。よろしく願いいたします。

課内室となっております景観公園室もあわせまして説明をさせていただきます。

また、今年度、組織改編によりまして、都市計画課の課内室となりました新幹線都市整備室の前身でございます新幹線都市整備課につきましては、都市計画課に引き続き説明させていただきます。

それでは、座りまして説明をさせていただきます。

本年度の監査における報告、公表事項はございません。

まず、歳入関係でございますが、説明資料の43ページから47ページに記載をしております。

43ページは分担金及び負担金、使用料及び

手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金及び諸収入でございます。いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

44ページをお開き願います。

最下段、国庫補助金の計で、予算に対しまして10億4,470万円の減となっております。この理由はすべて平成21年度への繰り越しに伴うものでございます。

次に、歳出につきましては48ページから50ページに記載をしております。

48ページをお開きをお願いします。

上から4段目、景観整備費の不用額1,980万7,000円は、経費節減に伴う執行残等によるものでございます。

49ページをお願いいたします。

上から2段目、都市計画総務費の1,338万8,000円は、経費節減に伴う執行残等によるものでございます。

以上が一般会計における歳入歳出でございます。

次に、翌年度への繰り越し事業につきましては、附属資料の47ページから51ページに記載をしております。

50ページをお開き願います。

明許繰越でございますが、22カ所で14億9,590万円の繰り越しでございます。繰り越しの主な理由は、関係機関との協議に時間を要したものの、用地交渉等に日数を要したものでございます。

51ページ、事故繰越でございますが、新市街水前寺線の街路整備事業におきまして、JR架道橋等の基礎工事施工時に一部想定していなかった転石層があらわれ、工事に不測の日数を要し、2億3,800万円を繰り越したものでございます。

以上が都市計画課の平成20年度決算に関する概要でございます。よろしくをお願いいたします。

引き続きまして、新幹線都市整備課関係について説明を申し上げます。

本年度の監査における報告、公表事項はございません。

まず、歳入関係でございますが、説明資料の51ページから55ページに記載をしております。

51ページは分担金及び負担金、国庫支出金、財産収入、繰越金及び諸収入でございます。いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

52ページをお開き願います。

最上段、国庫補助金の計で、予算に対しまして14億5,825万円の減となっております。この理由はすべて平成21年度への繰り越しに伴うものでございます。

次に、歳出につきましては56ページから57ページに記載をしております。

56ページをお願いいたします。

上から4段目の新幹線建設促進事業費において3,327万6,000円の不用額が出ておりますが、これは19年度から繰り越しをしております九州新幹線建設事業負担金が減額になったことに伴うものでございます。

次の都市計画費でございますが、予算現額81億円余に対しまして56億円余の執行で、25億円余の繰り越しが発生しております。この繰り越しにつきましては、引き続き、別冊の附属資料の52ページから54ページに記載しておりますので、これにより説明させていただきます。

別冊の附属資料53ページをお開き願います。

明許繰越でございますが、最下段計13カ所で36億2,541万3,000円。

繰り越しの主な理由につきましては、九州新幹線建設事業者であります鉄道・運輸機構の事業繰り越しに伴う県分担金の繰り越しや関係機関との協議に時間を要したものの、用地交渉等に不測の日数を要したものでございます。

資料54ページをお願いいたします。

事故繰越でございますが、理由欄に記載しておりますとおり、地権者の移転先となります店舗兼住宅の設計等に不測の日時を要したことにより移転ができなかったことから、6,480万円を繰り越したものでございます。

以上が新幹線都市整備課の平成20年度決算に関する概要でございます。よろしく願いいたします。

○西田下水環境課長 下水環境課長の西田でございます。よろしく願いいたします。

まず、当課関係で定期監査における公表事項はございません。

続きまして、決算について御説明いたします。

説明資料の58ページをお願いいたします。

58ページから60ページまでが一般会計の歳入で、不納欠損額、収入未済額はございません。

58ページの一番下の国庫補助金が予算に対しまして4億2,007万4,000円の減になっております。これは主に次ページ、59ページの下から3段目の漁業集落環境整備事業費補助におきまして、経済対策分として増額補正を行った分の繰り越しによる減でございます。

61ページから62ページは一般会計の歳出でございます。

61ページの上から3段目の環境整備費の不用額4,688万1,000円については、浄化槽設置者に補助を行う市町村に対し、国費とあわせて県費補助を行うものでございまして、個人の浄化槽設置の確定数が見込みよりも少なかったことによるものでございます。

次に、流域下水道事業特別会計について御説明申し上げます。

63ページから65ページまでが流域下水道事業特別会計の歳入で、不納欠損額、収入未済額はございません。

63ページの一番上の欄の分担金及び負担金で、予算に対し1億6,023万4,000円の増とな

っておりますのは、流入水量が見込みよりも多かったことによる市町村からの維持管理負担金の増によるものでございます。

また、64ページの一番上の国庫支出金で、予算に対して2億5,000万円の減となっておりますのは、流域下水道の建設事業の繰り越しに伴うものでございます。

65ページの上から5段目の県債でございますが、予算に対し9,000万円の減となっておりますのは、流域下水道建設事業の繰り越しに伴うものでございます。

次に、一番下の繰越金でございますが、予算に対し13億4,921万1,000円の増となっておりますのは、前年度からの繰越金の増によるものでございます。

66ページは歳出でございます。すべての不用額は熊本北部、球磨川上流及び八代北部流域下水道の維持管理費及び建設費に係る工事費の執行残に伴うものでございます。

以上で、一般会計、特別会計の歳入歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。

附属資料の55ページから57ページまでが、下水環境課における繰り越し事業でございます。

一般会計において55ページの一番下の欄になりますが、漁業集落環境整備事業2カ所で4億1,885万円、56ページから57ページまでの流域下水道事業特別会計において、57ページの一番下になりますが、9カ所で4億2,900万円の繰越額がございます。処理方式の変更に伴う機器使用の見直しや関係諸法令の改正の対応等に不測の日数を要したことによりまして、やむなく繰り越したものでございます。

以上で、下水環境課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○生田建築課長 建築課長の生田でございます

す。よろしくお願ひいたします。

まず、本年度の定期監査の結果についてでございますが、公表事項はございません。

続きまして、決算について御説明を申し上げます。

歳入でございますが、説明資料の67ページをお願いいたします。

まず、使用料及び手数料について主なものを御説明いたします。

67ページ、下から2段目の土地開発行為許可申請手数料につきましては、予算現額に対しまして426万2,000円の増になっております。これは開発行為許可の申請件数が見込みよりも多かったためでございます。

次に、最下段の建築確認申請手数料につきましては、予算現額に対しまして550万2,000円の減になっております。これは建築確認の申請件数が見込みよりも少なかったためでございます。

次に、説明資料69ページをお願いいたします。

1段目の国庫支出金であります住宅市街地総合整備事業費補助でございますが、予算現額に対しまして108万1,000円の増になっております。これは建築課で国庫補助金を一括して受け入れたために増になったものでございます。なお、いずれも不納欠損、収入未済はございません。

次に、歳出について説明いたします。

説明資料の71ページをお願いいたします。

土木総務費の不用額5,524万2,000円につきましては、県有施設の改修等に係る工事請負費、設計管理委託費の入札残及び経費節減による執行残でございます。

次に、建築指導費の不用額1,901万1,000円につきましては、当課所管の法令に基づく確認、検査事務等に要する費用における経費節減に伴う執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。

附属資料の58ページをお願いいたします。

1段目から4段目の県有施設保全改修費につきましては、それぞれの施設の解体事業を次年度に繰り越したものでございます。

5段目の建築物防災対策推進事業につきましては、熊本市が補助事業を繰り越したために、県の補助金37万6,000円を次年度に繰り越したものでございます。

以上で建築課の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○小林住宅課長 住宅課長の小林でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、本年度の定期監査の結果でございますけれども、報告、公表事項はございません。

それでは、決算特別委員会説明資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、歳入関係でございますが、説明資料の72ページをお願いいたします。

歳入につきましては、72ページから74ページまでとなっております。

まず、72ページの2段目の県営住宅使用料でございますが、調定額が23億3,772万7,000円に対しまして、収入済み額が20億7,618万7,000円で、収入未済額が2億3,910万1,000円となっております。

収入未済額が多い理由といたしましては、公営住宅制度が入居対象者を住宅に困窮する低額所得者としておりまして、昨今の厳しい経済状況による収入の低下等により生活困窮等が加わったものと考えられることや、退去滞納者分の未収金が全体の約6割、1億4,000万円余を占めているところでございます。

県といたしましても、今後とも滞納対策といたしまして、口座振替の促進等による滞納発生未然防止や短期滞納者への早期の納入指導、さらには支払いに応じない悪質な長期滞納者に対する法的措置の実施等に引き続き取り組み、未収金の解消に努めてまいりま

す。

特に、長期滞納者に対する取り組みといたしましては、6カ月以上または10万円以上の滞納者に対する即決和解、及び明け渡し訴訟の提起、さらに判決を受けた者、及び和解条項に違反した者に対する積極的な強制執行を行うなどの滞納解消策を講じて、取り組みの強化を図っているところでございます。

なお、県営住宅使用料の未収金のうち、8月末までに3,079万円が収入済みとなっております。同日時点での未収額は2億831万円となっております。

不納欠損額につきましては、2,343万9,000円でございます。これは退去、所在不明、あるいは死亡等によりまして時効となったものでございます。

なお、予算現額との比較で896万円の増となっておりますのは、督促等の強化により収入済み額が見込みを上回ったためでございます。

同じく、3段目の県営住宅用地使用料ですが、これは主に県営住宅の駐車場の使用料でございます。調定額が1億7,140万2,000円に対しまして収入済み額が1億6,870万4,000円で、収入未済額が269万8,000円となっております。この理由といたしましても、住宅使用料と同様、入居者の生活困窮等によるものでございます。なお、予算現額と収入済み額との比較で424万1,000円の増となっておりますのは、主に駐車場使用料の収入済み額が見込みを上回ったためでございます。

次に、国庫支出金でございます。

73ページの1段目の地域住宅交付金で、予算現額と収入済み額との比較で1億2,974万6,000円の減、2段目の各種住宅施策事業費補助で3,954万4,000円の減となっておりますのは、繰り越し等に伴うものでございます。

次に、4段目の財産収入の土地貸付料の収入未済額が19万4,000円となっておりますのは、債務者の所在不明によるものでござい

ます。県外在住の債務者に対しまして請求してございましたけれども、昨年未から所在不明となったものでございまして、所在確認の上督促を行い未収金の解消に努めてまいります。

次に、74ページの4段目の県営住宅敷金運用利子において、予算現額との比較で66万2,000円の増となっておりますのは、運用金利の上昇等に伴うものでございます。

次に、4段目の住宅金融支援機構収入について収入実績がございませんが、これは同機構からの業務委託の対象となる災害復旧建築物等の工事審査がなかったためでございます。

次に、6段目の雑入において予算現額との比較で885万4,000円の増となっておりますのは、裁判予納金の還付や県営住宅用地の一部を熊本市へ譲渡処分した等の予算がえ分の収入の受け入れによるものでございます。

次に、歳出につきましては75ページをお願いいたします。

まず、2段目の住宅管理費でございますが、10億6,875万4,000円の予算に対しまして、支出額が10億1,235万3,000円となっております。不用額4,637万8,000円につきましては、管理事務費において即決和解の実施及び高額訴訟対象者の自主退去に伴い、訴訟件数が見込みより少なくなったことや事務費の執行残等でございます。

また、3段目の住宅建設費の不用額1,939万3,000円につきましては、公営住宅建設事業、公営住宅ストック総合改善事業の入札に伴う執行残、及び高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業において、民間事業者からの補助申請が見込み額より少なかったことによるものでございます。

次に、繰り越しにつきまして御説明を申し上げます。

附属資料の59ページをお願いいたします。

繰り越しにつきましては、59ページと60ペ

ージでございます。

繰り越しの主な理由といたしましては、県営住宅の維持補修等の工事におきまして、県営住宅入居者との工事スケジュール等の調整、あるいは工法の再検討、関係機関等の事前協議に不測の日数を要したことなどが主な原因で、やむなく繰り越しをしたものでございます。

繰り越しの総額といたしましては、60ページの最下段でございますが、3億5,420万2,000円となっております。9月末までに地域住宅モデル普及促進事業以外の事業は完了しておりまして、同事業につきましても年度内に完了する見込みでございます。

以上で住宅課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○猿渡砂防課長 砂防課長の猿渡でございます。よろしくお願いいたします。

着席して説明させていただきます。

まず、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

続きまして、決算について御説明を申し上げます。

委員会説明資料の76ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては76ページから78ページでございます。

76ページの分担金及び負担金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、77ページの国庫支出金でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

1段目でございますけれども、予算現額に対しまして13億8,610万8,000円の減となっております。これは21年度への繰り越しに伴う減でございます。

次に、78ページ、中ほどの繰越金につきましては、不納欠損額、収入未済額はござい

せん。

続きまして、78ページの4段目の諸収入でございます。その下、5段目の雑入につきまして収入未済額が8,000円生じております。これは請負業者の倒産により契約を解除した際、既に支払い済みの前払金に対して出来高不足の返納金が生じまして、その返納金に係る利息分について収入未済となったものでございます。

次に、歳出につきまして御説明をいたします。

79ページをお願いいたします。

砂防費につきましては804万円の不用額を生じております。これは経費節減に伴う執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明を申し上げます。

附属資料の61ページからお願いいたします。

61ページから75ページにかけて砂防課の繰り越しを記載しております。

75ページをお願いいたします。

75ページのとおり、合計で103カ所、29億268万円の繰越額を生じております。繰り越しの主な理由といたしましては、境界確定や相続に伴う登記書類、あるいは地元、あるいは関係機関との調整及び工法の検討などのために不測の日数を要し、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

以上で砂防課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○小杉直委員長 以上で土木部の説明が終わりまりましたので、質疑に入りたいと思っておりますけれども、委員の皆様には念のため申し上げておきます。

先ほど土木部長があいさつの中で、会計検査院の検査結果について若干の説明等がありました。後で執行部の方から会計検査院の会計検査の状況については報告として詳しく

説明がありますので、まずこの決算の説明資料に基づいての質疑をお受けしたいと思しますので、よろしくお願ひします。

質疑はありませんか。

○吉田忠道委員 ちょっと部長にお尋ねいたします。

部長説明資料の中の1ページの下の方、「事務費の使途が限定されており弾力的な運用ができないことなど、制度面の問題もあると思っております。」ということ書かれておりますけれども、この制度面の問題というのは具体的にどういうところか、対策ができておりますか、その点ひとつ聞きます。

○小杉直委員長 吉田委員、先ほど言ったように、その点につきましては後で詳しく説明がありますので、そのときに……。

○吉田忠道委員 それでは、決算の中身の方にいきます。

野田課長にちょっとお聞きしますけれども、30ページ、ここで不用額が5,000万ということで、この不用額を生じた理由、これが、国の内示減が予算額を下回ったために不用額が出たというのが私はよく意味がわからないんですけれど、もう少し具体的に……。

○野田河川課長 河川課でございます。

通常の事業の場合は、12月に大体その年の執行の見込みをつけてそしてその予算を確定して執行してまいります。そういうことでこういう不用額が発生しないような状況が多いんですが、ただ災害復旧の場合は、その年度に発生してその年度に執行を始めるんですが、実際工事を始めますのは台風が過ぎた後というふうなことでございまして、その12月までに当該年度の執行額をなかなか確定できないという状況にございます。

そういうことで、当初予算を積んでおりま

す額をちょっと長くもちますので、その分執行額が下回った分を不用額としてこういうふうなことで計上するような形態になりまして、若干ほかの事業に比ばまして多額になっておるという状況でございます。

○吉田忠道委員 住宅課の方にちょっとお尋ねをいたしますけれども、75ページの一番下の住宅建設費のところ、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業というのが1億5,000万余つけられておられますけれども、これは20年の成果のところちょっと見てみますと、20年度は3団地50戸ですか、これだけ建てられたということで、これは平成12年度からやられているということで、年々19年度までもかなり進んでおるんですけども、これは今後、ずっと系列で見てみますと、年間80から50近く建てられておりますけれども、この希望状況といいますか、今後の建設に向けた事業をどのように考えておるかちょっとお聞きいたします。

○小林住宅課長 この高齢者向け優良賃貸住宅につきましては、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づきまして、高齢者の身体機能に対応して、また見守り機能のある賃貸住宅を建設する民間事業者に対しまして、共用部分や高齢者対応設備等の整備費に対しまして補助を行うとともに、一部家賃補助を行っているものでございます。高齢者の居住の安定確保を図っていく上で重要な事業と考えております。

なお、家賃補助につきましては、平成16年度事業分までが補助となっております。平成20年度までに659戸を整備をしてきております。現在、年間50戸、本年度も年間50戸の整備を予定をいたしておりまして、今年度は50戸の募集に対しまして約100戸の応募がございまして、抽選によりまして50戸に絞り込んだところでございます。

今後もできるだけ企画したいとは思っておりますが、今後高齢化社会が非常に進む中で重要な事業とは考えておりますので、また今後継続につきましては検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○小杉直委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 今の関連なんです、高優賃に関しては空きはないと、全部埋まっているというふうに考えていいんですか。

○小林住宅課長 今ちょっと申し上げましたが、事業を始めまして平成16年度建設分までにつきましては、家賃補助を行っている関係で完全に埋まっております。ただ、その後につきましては、県としては17年度建設分からは家賃補助を行っておりませんので、一部住宅についてはわずかですけれども空きがある状況もございます。

○平野みどり委員 空きがあるときの家賃の補助というのは全くなくて、大家さんが見なければいけないという形になるわけですか、空いている場合は。

○小林住宅課長 空きがある場合につきましては、家賃補助はございません。

○小杉直委員長 ほかにございませんか。

○吉田忠道委員 また住宅課ですけれども、72ページ、県営住宅使用料の未収金の問題ですけれども、約4割の方が退去分という先ほど説明がありましたけど、この退去分の方の所在は全部把握できているんですか、それとも把握できていないとしたらどのくらい把握できてないのか。

○小林住宅課長 退去滞納者につきましては、約380名近く退去滞納者がいらっしゃいます。そのうち現在も支払っていただいておりますのは約4分の1でございます、そのほかの方につきましては督促中なり、あるいは行方不明、それから死亡されたというような方がやはり約100名近くいらっしゃいます、現在所在確認を行ったり、あるいは年2回の督促を行っている状況でございます。

○吉田忠道委員 不納欠損でもありましたように、結局不納欠損の理由は所在不明になっておりますから、退去者の方の所在が一番重要だと思いますので、しっかりとこれを把握していただきたい。要望です。

○平野みどり委員 関連とは違うかもしれませんが、今の県営住宅の駐車場の件なんですけれども、以前、駐車場費に関して持ち回りで何というんですか、管理をおやりになっている自治会の方が徴収していかなきゃいけない状況の中で、お金を徴収するということが、お金を預かるということでの精神的な負担とか、実際にトラブルとかいろいろあるというふうに聞いているんですが、その後駐車場の料金徴収に関してはどういう仕組みになりましたでしょうか。

○小林住宅課長 駐車場の管理につきましては、今平野委員御指摘のとおりいろいろ問題がございましたので、昨年駐車場条例を改正をいたしまして、県が直接入居者に駐車許可を出すということにいたしました。ですから、駐車料も直接県に納入をしていただいております。

なお、管理につきましては、指定管理者、今現在住宅供給公社でございますが、指定管理者を通じてそれぞれの自治会なりあるいは管理組合等をつくっていただきまして、その中で運営等をしていただいているところでござ

ざいます。

○小杉直委員長 ほかにございませんでしたら……。

○田代国広委員 明許繰越について二、三お尋ねしたいと思います。

膨大な数の明許繰越がここにあるわけですし、実際びっくりいたしております。この中には100%完成されたものもちろんありますが、中にはゼロ%もあるわけですし、これが間違いなく年度内に完成できるかどうかというのが1点。

もう一点はいわゆる財源ですね、間違いなく財源が担保されているかが2点目。

もう一点は、明許繰越に対する考え方で。本来単年度予算ですから年度内に消化が一番理想ですが、いろいろな工事の内示おくれとか、あるいは用地交渉等が、そういった面でやむなく越年する場合に明許繰越というのがとられておるわけですが、本来ならばやはり単年度で終わるのが一番理想と思うんです。

そういった中で、明許繰越に対する考え方、特に単年度で無理してやらなくても明許繰越すればいいじゃないかというふうな考えがもしもあるとするならば、ちょっといかがかと思えますし、明許繰越に対する考え方をお尋ねいたします。

○鷹尾監理課長 委員御指摘のとおり、翌年度繰越額については資料1ページに記載のとおり、本年度全体で294億円の繰り越しを行ったところでございます。予算の執行については、単年度内に執行することが原則だというふうに十分認識をしておるところでございますが、工事、事業関係につきましては、年度中途において用地補償交渉が極めて難航をする、あるいはまた事業途中において予期しない事態が発生するというところで、やむを得

ず事業の繰り越しに至る場合も少なくないという状況でございます。

今年度の事業費繰り越し額でございますが、確かに昨年度から比べますと繰り越し額としてはふえておりましたが、これは年度末に緊急経済対策、昨年2月に緊急経済対策が約80億円を計上したことによるものでございまして、この緊急経済対策分を除けば昨年度繰り越し額よりも減少しているということで、毎年繰り越し額の縮小については努力をしておるという状況でございます。

基本的に、繰り越しをしたものについて翌年度内に完成をするかという話でございますが、ほぼ100%年度内、翌年度内繰り越し工期内には完成をしているという状況でございます。

それから、財源の確保の手当てができていくかというお話でございますが、繰り越しを行います際、先ほど予算の中で、審議の中でお示しをしまして、国庫補助金等も含めて繰り越しの措置を行うということとなっております。所要の財源の確保についてあわせて、これも含めて手当てをしている状況でございます。

いずれにいたしましても、単年度予算執行原則の例外でございまして、今後とも可能な限り年度内の執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田代国広委員 安易に繰り越しをすることはやっていないということでございますし、当然、やっぱりできるだけ、先般もちょっとこの件で申し上げたんですけれども、要するに事業が早くできるということは、早く住民サービスができるということですね。そういうことで事業そのものがすべて住民のための行政サービスであるわけでございますから、一日も早く完成されて、住民の方々にサービスを提供するという観点からも、大変な作業

とは思いますが、ぜひ一日も早い予算の執行をお願いしておきたいというふうに要望です。

○小杉直委員長 わかりました。——ほかにございませんね。

○平野みどり委員 15ページなんですけど、道路保全課にお尋ねします。

手取本町の地下道の維持管理費負担金、これは熊本市と折半というか2分の1ずつというふうにここに書いてあると思うんですが、先般も元警察官が大変な不祥事を起こしている地下道ですけども、これも四六時中あそこを通れるように今後しておくのか。それとも時間によっては、熊本は余り地下道というのはありませんので、ここを閉鎖しても大きな支障はないと思うんですが、雨のときとか大雪のときは地下でぬれないようにしたいと思う方はいらっしゃると思うんですが、ここの維持管理に関してはちょっと考えた方がいいんじゃないかなというふうにも思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○古賀道路保全課長 今委員御指摘のようないろいろな意見、それから実際に事件も起こっております、それを踏まえて県警等と打ち合わせながら、今後の対応について今検討をやっているところでございます。

以上でございます。

○小早川副委員長 参考まで、あそこはどれぐらいの通行量とかあつとですか。ほとんど使われよらぬとじゃなかろうかなという気がすつとですけど、1日平均何人ぐらいが通るとか、その辺のデータがあったら参考までに教えてください。

○小杉直委員長 道路保全課長、無理ならば後日データを……

○古賀道路保全課長 わかり次第御報告したいと思います。

○小杉直委員長 ほかにございませんでしたら……。なければ、国庫補助事業事務費に係る会計検査院の会計検査の状況に関しまして、国土交通省所管部分について執行部からの報告の申し出がっておりますので、報告を受けその後質疑を受けたいと思います。

それでは、鷹尾監理課長、説明をお願いします。

○鷹尾監理課長 監理課長の鷹尾でございます。着席をして説明をさせていただきます。

お手元の方に、決算特別委員会報告事項ということで資料をお配りをいたしております。この資料に沿いまして、国土交通省所管分の検査状況について御説明申し上げます。

資料1ページの1検査対象等、それから裏面の検査事項の説明、それと3ページの方にA3版、会計検査と自主調査の関係ということでお配りしておりますが、先日の農林水産部の説明と重複をいたしますので、こちらの方は省略をさせていただきます。

資料の2検査結果（指摘見込額）のうち、まず（1）不適正な経理処理でございますが、これはすべて需用費についての指摘でございます。

内訳表の国土交通省所管分の欄でございますが、ごらんをいただきたいと思っております。

まず、最上段の預け金でございますが、国土交通省所管分として国庫補助事業相当額で110万円余、事業費ベースで180万円余の指摘を受けております。これは業者へ架空の物品の発注をいたしまして、代金を支払ってそれを保有させ、主に翌年度以降プリンターやUSBメモリー、その他の消耗品を納入させていたものでございます。

2段目の差しかえでございますが、国庫補

助金相当額で380万円余、事業費ベースで640万円余の指摘を受けておるところでございますが、これは県の自主調査では、消耗品から備品相当品への差しかえ等を中心に調査が行われましたが、今回の会計検査におきましては、消耗品から消耗品への差しかえも調査対象となりまして、例えば具体的にはプリント用紙からトナーでございますとか、封筒からフラッシュメモリ、そういうことについての差しかえの指摘を受けているところでございます。

なお、自主調査の対象となりました消耗品から備品相当品への差しかえにつきまして、今回の会計検査で新たに1件の指摘が判明をいたしております。

指摘内容は、ハードディスク1個でございますが、購入の経過を確認をいたしましたところ、平成19年度に備品購入費がなかったために、当該物品を3万円以下の消耗品として支出書類を作成をいたしまして、不足分については、インクジェット用紙などあわせて購入したようにして支払っていたものがございます。

次に、3段目の一括払いでございますが、国庫補助金相当額で640万円、事業費ベースで1,290万円余の指摘を受けております。これは土木部で本庁各課での指摘が大部分を占めておりますが、主に単価契約制度を利用をいたしまして、国とのさまざまな協議資料などを作成をする場合に、単価契約をしていないサイズの違うカラーコピーですとか印刷、データ修正、製本作業などを発注をいたしました後、後日その単価契約の指定をしております大型カラーコピー、青写真の焼きつけ代に換算をしてまとめて支払ったことから指摘に至ったものがございます。

4番目の翌年度納入でございますが、国庫補助金相当額で310万円、事業費ベースで480万円余の指摘を受けております。これは消耗品などの事務用品を発注をいたしましたもの

の、年度内に納入されずに、4月1日以降に納入がずれ込んだものでございます。なお、3月中に注文されたものが大部分でございますして、納入はほぼ4月末までに完了しているという状況でございます。

最後に5段目の前年度納入でございますけれども、国庫補助金相当額で90万円余、事業費ベースで180万円余の指摘を受けております。先ほどの翌年度納入とは逆に、年度末に発注をいたしました消耗品などの事務用品が年度内に納入をされましたものの、当該年度で予算の手当てができずに翌年度の予算で支払ったというものでございます。

以上、不適正な経理処理の合計といたしまして、国庫補助金相当額で1,550万円余、事業費ベースで2,790万円余の指摘となっております。

次に、(2)の補助の対象外でございますが、これは補助事業の執行に直接関係がないものとして、需用費、賃金、旅費について指摘を受けたものでございます。

まず、需用費でございますが、国庫補助金相当額で15万円余、事業費ベースで29万円余の指摘を受けております。具体的には、県単独事業で使用をいたします大型カラーコピーや青写真焼きつけを、国庫補助事業事務費で支払っていたものがございます。

次に、賃金でございますが、国庫補助金相当額で510万円余、事業費ベースで970万円余の指摘を受けております。大部分が地域振興局の振興調整室に配置をしておりました臨時職員の賃金についての指摘でございます。振興調整室は、振興局設置当時から局全体の総合的な事業調整などを行っていったことから、補助事業との関連があると判断をいたしまして充当しておったものがございますが、会計検査院からは直接的な関係は薄いと判断をされまして指摘に至ったものがございます。

最後に、旅費でございますが、国庫補助金

相当額930万円余、事業費ベースで1,530万円余の指摘を受けております。これは、補助事業実施箇所に関係いたします起工式などの祈念式典への出席、それからあと補助事業を執行する上でも、有益とされます技術職員や用地職員の研修、それから補助事業に関します各種要望などにつきましても、補助事業とは直接関係がないということで指摘を受けておるものでございます。

以上、補助対象外の合計といたしまして、国庫補助金相当額で1,460万円余、事業費ベースで2,540万円余の指摘となっております。

これら指摘が見込まれる事項につきましては、会計処理に不備があったものなどを含め本年3月に作成をいたしました、再発防止策により翌年度から改善を図っているところでございます。

また、補助対象外の指摘につきましても、今年度当初において各担当者に対し、指摘事務の内容などに関する説明会を実施をいたしまして周知を図ったところでございますが、今後制度改正の要望の面を含めてさらに徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○小杉直委員長 以上で説明が終わりましたので、質疑に入ります。

○山本秀久委員 今の監理課長の説明した問題、今まで会計検査院から指摘されたやつが、本当に県の立場としては不適切であったのかどうかということ、それを答弁していただきたい。会計検査院のが正しいのか、それとも県の方が今まで不適切であったのかどうかということを吟味したことがあると思うので……。

○鷹尾監理課長 まず、指摘された項目のう

ち（1）の不適正な経理処理につきましては、会計規則等法令・法規に、県の規則等に違反した処理があったということで、これについてはいろいろ事情はあろうかと思いますが、素直に非を認めなければならないところは基本的にあろうかなというふうに思っておりますのでございます。

ただ、補助対象外ということにつきましては、冒頭部長の方からの説明もございましたとおり、使途が非常に限定をされておる、それから国庫補助の運用につきまして、必ずしもあらかじめ明確な使途基準というものが説明をされてこなかったというようなところもございます。そういうことも含めて、県としては主張できるところは主張して、今後とも国の方に要望等をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

○山本秀久委員 だから、私は今言っていることは、確かに今までは通ったはずの問題点があるような感じがしてならないわけだ、我々は。だから、今年度になってからそういうことを指摘するということは、今までかかってなかったから、どういう理由なのかなという感じがしてならなかったから質問したわけだ。だから、もしそういうふうに今監理課長の言ったことが適切であるならば、適切なように処置して行ってください。

以上です。

○小杉直委員長 ほかに質問ございませんか。

○平野みどり委員 関連ですが、その事務費の使途は必ずしも明確に示されてこなかったという県側の認識と、会計検査院の認識はどういうふうに違うんでしょうか。何か会計検査院は言っていますか。

○鷹尾監理課長 これまで会計検査で、こう

いう具体的な事務費の基準についての検査が長年行われてこなかったという実情が1点、それから国庫補助事業においても各省庁からこういう検査を行う機会といいますか、そういうことが持たれてこなかったという部分も一つ、長年の慣行の中であるのではなかろうかと思っておるところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、国庫補助事業の執行に必要な経費と申しますと、先ほどの賃金で申し上げましたように、振興調整室は直接確かに補助事業の執行はいたしておりませんが、補助事業も含めた事業の全体調整を行っておるわけでございます、ここに必要な賃金、臨時職員の経費については充当できると理解をしたところがございます。

それからもう一点、旅費につきましても、基本的には現場の経費ということになるのかもしれないかもしれませんが、例えば現場の経費の中でも、事業の地元説明から始まりまして、それから用地交渉、それから具体的な工事の発注、それから国との協議、最終的に事業が完成をいたしまして竣工検査、場合によっては開通式、次年度への要望と、こういうふうにつながってくる中で、どこからどこまでが国庫補助で認められるのかということについて、明確な御指導がこれまでなかったのではないかというような思いが私どもの方でございます。

こういうところから、そのあたりをもう少し明確にさせていただきたい、あるいは事前に御指導を明確にさせていただける機会があればという思いがあるのは事実でございます。

○平野みどり委員 会計検査院とのやり取りの中で、会計検査院はそういう認識で県と同じように、これまではそうではなかったなと、今後は厳しくやりますよというような形の発言等があるのでしょうか。

○鷹尾監理課長 8月の下旬に私自身会計検

査院に行きまして、県のそういう考えについては十分主張をいたしましたし、お願いをしたところでございますが、会計検査院からは、全国的な横並びの判断の中で検査院として判断をしたというお答えをいただいたところでございます。

○平野みどり委員 今回は熊本県が指摘されましたが、それ以前に他県で同じような事務費の使い道についての指摘が既にあっていて、それを熊本県としては知らずにきたというふうなことなんでしょうか。

○鷹尾監理課長 事務費のこういう検査につきましては、前回の決算委員会でも御報告があったかと思えますけれども、昨年12の府県において調査が行われ、今年度26の県で調査が行われているということで、昨年から本格的に全国的に実施をされているところでございますが、それ以前については、私の記憶する限りでは、このような事務費に関する調査はなかったというふうに記憶をいたしております。

土木部におきましては毎年度会計検査を受検をいたしますが、ほとんどが工事、事業の施行に関するものが中心でございます。

○平野みどり委員 一層厳しくなってきたということですので、それにきちっと対応できるような体制づくりをしっかりとやっていただきますように、よろしくお願ひします。

○小杉直委員長 ほかにございませんか。

○吉田忠道委員 先ほど言いましたけども、部長の説明の中の1ページのところで、先ほど弾力的な運用ができないことなど制度面の問題もあるということでの認識で、この不適正な経理処理のA3版のところの一番右側の「再発防止策」のところに入ってくると思う

んですが、これは具体的に検討をされたのか、検討中なのか、具体策として制度を何か変えたのがあるのか、その点をちょっとお聞きいたします。——後でも結構です。

○松永土木部長 私当初総括説明の中で申し上げました「事務費の使途が限定されており弾力的な運用ができないことなど」ということを申し上げましたのは、先ほど監理課長が説明いたしました国の補助事業に伴う事務費の使い方について、かなり国の方から限定的な基準が設けられているということで、その中で賃金とか旅費とかについては、実際県の職員が運用する場合には、あと少し運用を弾力的にさせていただきたいという部分がかなりございます。それは先ほど説明しましたように、用地交渉から竣工までという範囲の中で、今回の会計検査においても、会計検査院からはどうしても補助金の要項どおりの解釈しかしてもらえず、起工式の職員の旅費については認めてもらえなかった部分がございませぬ。

そういう意味で、事務費の使途が弾力的な運用というのを今後国に要望してまいりますし、既に政府予算要望等に際しましても、そのような要望についてはいたしているところでございます。

○吉田忠道委員 要望はしているということですね。要するに現在進行形ですね。対策としては進んでいるという認識でよろしいですか。

○松永土木部長 国が定めております国庫補助等の要項の話でございますので、県からは地域の実情について国の方にお伝えするということで、国の方がそれを地域の実情とわかっていただけて、要項等の弾力的な運用に取り組んでいただきたいということでございますので、これは国の方が定めるべきであっ

て、県としては要望する立場であろうかと思っております。

以上です。

○小杉直委員長 なければ、最後に委員長から一言、二言。

天野次長は国交省からですか。平野委員からも、厳しい時代だから今後ともきちん取り組んでいくようにということと、先般の農林水産部の審査では、竹口委員からも厳しい指摘もあっておりました。

見解の相違とか、あるいは使途基準があいまいだということがあるでしょうけれども、今回を機会に、この補助の対象外についても積極的に国と協議しながら、指摘を受けないような方向に進んでいただきたい。

それから、不適正な経理処理について指摘を受けたことにつきましては、11月に公表する予定を事前に県みずから発表されるということは、情報公開の時代においていい姿勢だと思いますけれども、やっぱり一括払い、翌年度納入、前年度納入ということについては、自主調査ではやっておりませんので、こういう面につきましてもことしの3月から防止策をつくっておられますから、3月の防止策以降は絶対このようなことが二度と起きないように、ひとつしっかり注意しながら取り組んでいただいて、今は前向きに歩んで推進していかぬといかぬ県政の時代ですから、以前のことで言い方はおかしゅうございますが、指摘を受けたり、あるいは俗に足を引っ張られるといいますか、そういうことがないように頑張っていただきますようお願いしておきます。

以上で、質疑を終わりたいと思います。

これで、土木部の審査を終了いたします。それぞれ大変御苦勞さんでございました。ありがとうございました。

それでは、これをもって、第5回決算特別委員会を閉会します。

午後2時25分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
決算特別委員会委員長